

各少年院視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

平成31年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	帯広少	H31.3.5	施設老朽化の改善について検討されたい。	当院の建築物等は、老朽化が進行しており、継続して鋭意補修工事等を実施している。 在院者の日常生活に支障がないよう、今後も必要な補修工事等を行うこととしたい。
2	月形学	H30.7.9	体育用のTシャツが古いという意見があるところ、在院者に貸与している被服の状況を確認して、汚損等がある被服は交換することが望ましい。	在院者に貸与している被服を確認し、汚損等のある被服は交換した。今後も定期的に交換するよう努めていく。
3	月形学	H30.2.4	職員が機嫌によって態度が変わるといった意見があるところ、在院者への指導の在り方について、引き続き職員全体に注意喚起を行っていただきたい。	在院者への指導の在り方等について、引き続き職員研修等を実施して、指導力の向上に努めていく。
4	月形学	H30.2.4	視察委員会の簡易な活動報告書面を在院者の目に触れるような場所に、引き続き掲示していただきたい。	引き続き集団寮の掲示板に掲示していく。
5	月形学	H30.2.4	食事のスープ類が冷めているという意見があるところ、温めて給与することを検討していただきたい。	温食給与のため、保温容器を使用してきたところ、意見を踏まえて盛付け要領を改善した。今後、冷めている状況が認められる場合は、更に対応を検討したい。
6	北海少	H30.9.26	在院者が視察委員会に対して意見・提案を行う際に提出する用紙では、「あなたの身分欄」において「1 保護処分在院生 2 受刑在院生」となっているが、「受刑在院生」が在院することがないので「1 保護処分在院生 2 その他」としていただきたい。	様式については、通達で定められているものであり、視察委員会で作成されるべきものではないため、様式の変更はできない。
7	北海少	H30.9.26	北海少年院において、在院者から清掃用具（トイレブラシ）が汚れており、傷んでいるとの指摘があった。清掃用具の不備は施設の衛生面にも直接影響することから、汚れや傷みがある用具は速やかに更新されたい。	指摘のあったトイレブラシのほか、全ての掃除用具を点検し、必要に応じて随時更新するよう改めた。
8	北海少	H30.9.26	在院者の処遇の段階によって購入できる自弁物品が異なる取扱が行われているが、適正な処遇を行うにあたって、購入できる自弁物品と処遇段階との間に、常に直接的な関連性があるとまでは言えない。処遇段階別の取扱いに拘束されることがなく、生活上の必要性を踏まえて柔軟な運用を望む。	室内装飾品等一部の自弁品を除き、生活上必要な物品については、処遇の段階による差異を設けない運用に改めた。
9	北海少	H30.9.26	紫明女子学院では、自弁物品として所持できる写真の枚数が3枚までとする運用が行われているとのことであるが、保持できる写真の枚数を増やすよう検討されたい。	写真の枚数は、10枚まで所持できるよう改めた。
10	北海少	H30.9.26	自弁品の購入や写真の保持枚数等について「生活のしおり」の記載内容を見直し、運用の変更を反映した適切な表現としていただきたい。	見直しを行った自弁品の購入や写真の保持枚数等に係る「生活のしおり」の記載内容は、運用を反映した内容に変更した。
11	北海少	H30.12.5	平成30年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震において、北海少年院と紫明女子学院の対応が異なっていた。北海少年院では、防災時の対応マニュアルとして、「北海少年院警備救護規定」を備えているとのことであったが、暴動等をも想定した網羅的なものであることから、天変地異等による災害時に特化した詳細な防災マニュアルを作成されたい。	平成31年2月12日付けで北海少年院長指示「災害対応マニュアル」を发出し震災等に備えた。
12	北海少	H30.12.5	外部病院での診察の際、対外的に手錠の使用が分からないように着衣や同行職員の立ち位置の工夫をしているとの説明を受けた。手錠姿ができるだけ第三者の目に触れないよう、一般の診療時間外に受診できるよう調整するなど、一層の慎重な対応をお願いしたい。	今後も慎重な対応を継続する。
13	北海少	H31.3.8	夏季について、通常の入浴のほかにシャワー浴の機会を設けているが、石けんやシャンプー等の使用を認めていないとのことであった。衛生面を考慮してシャワー浴を実施していることから、石けんやシャンプーの使用を認められたい。	シャワー浴時に石けんやシャンプーを使用させない理由は、日課の時間的制約からであったが、あらかじめ、シャワー浴時専用の全身シャンプーを整備することとし、限られた時間の中で効果的なシャワー浴を実施できるよう改めた。
14	盛岡少	H31.3.18	在院者を指導教育するにあたってよるべき日常生活などのルールに関し、各法務教官において異なることがないように留意して、在院者の指導教育を行うことを求める。	在院者処遇の細部にわたって一貫した指示・指導を行うことができるよう、職員ミーティング等の機会を利用して統一を図っている。今後も在院者処遇の細部にまで気を配り、統一的一貫性のある指示・指導を行うことができるよう努める。
15	東北少	H31.1.15	風邪等の予防のためのマスク着用の可否を検討されたい。	風邪をひいている在院者にマスクを着用させているところ、必要に応じ、予防のために在院者に対してマスクを着用させることも検討する。
16	東北少	H31.1.15	「ベッドの畳表が劣化している。」との意見があるため、畳の損耗状況を定期的に確認して交換されたい。	今後、予算事情等を勘案して計画的な更新を検討する。
17	東北少	H31.1.15	「青葉女子学園の寮のラジオが壊れている。」という意見があるため、対応されたい。	ラジオについては、時々音が聞こえなくなるなどの不調があるため、原因を特定した上で、今後、予算事情等を考慮しながら、放送機器の更新又は修繕を検討する。
18	東北少	H31.1.15	青葉女子学園において、在院者が土日に体育館で運動ができない理由を明確にし、実施可能な人員配置を検討されたい。	処遇に注意を要する在院者が複数いるほか、休庁日は最小限の職員配置で対応していることから実施できていなかったため、今後、配置を工夫するなどの措置を検討する。
19	東北少	H31.1.15	シャープペンシルの使用を認めてほしいとの意見が多いため、在院者に趣旨を説明するか、改善の余地があれば対応されたい。	訓令に基づき、当所では従前から自弁物品を鉛筆としているところ、今後、鉛筆に代え、シャープペンシルの自弁を認める方向で検討する。
20	東北少	H31.1.15	パジャマやズボン等の貸与品について、サイズの合うものがない場合は、適切に対応されたい。	在院者からサイズが合わないとの申出があった場合、その都度、交換の対応をしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
21	東北少	H31.1.15	暑い時期に冬用パジャマを着させることはあるか。あるとすれば、パジャマの在庫を増やすなど、対応されたい。	衣替えに移行期間を設けて、在院者自身に衣類を調整させており、暑い時期に冬用パジャマを着用させることはない。
22	東北少	H31.1.15	自弁品の歯ブラシの交換時期を2か月から1か月に変更することを検討されたい。	意見を踏まえ、歯ブラシの交換時期を1か月に変更した。
23	東北少	H31.1.15	「夜用の生理用ナプキンのサイズを大きいものにしてほしい。」との意見があるため、経血量などに応じてサイズや枚数を調整するよう求める。	生理用ナプキンは必要量を支給しており、経血量が多いときは2枚使用させるなどの指導をしている。
24	東北少	H31.1.15	自弁品のノートについて、学習以外の目的を認めるよう検討されたい。	意見を踏まえ、自弁品のノートは、学習目的以外での使用を認めることとした。
25	東北少	H31.1.15	領置の手續について、担任職員以外の職員が実施できるよう検討されたい。	原則として担任の職員が手續を実施しているが、不在時は、他の職員が代わりに実施している。
26	東北少	H31.1.15	青葉女子学園において、「在院者同士のトラブルがあった場合は、職員を間に入れた話し合いをさせてほしい。」との意見があるため、トラブル解決に関する具体的な提言として検討されたい。	在院者同士のトラブルがあった場合は、職員が個別に在院者に指導することで対応している。
27	東北少	H31.1.15	食事の献立にカロリー表示を導入するよう検討されたい。	青葉女子学園においては、摂食障害等により自己の体重を気にする在院者がいるため、カロリー表示の可否を検討する。
28	東北少	H31.1.15	夕食の時間を午後5時から午後6時に繰り下げることを検討されたい。	在院者の食事は、食中毒防止等の観点から、調理後2時間以内に給与する必要があるため、夕食時間を繰り下げることが困難である。
29	東北少	H31.1.15	トンカツなどの調味料として、しょう油とソースの2種類を用意するよう検討されたい。	塩分量の抑制を考慮し、献立に応じて、しょう油又はソースのいずれかが小袋で給与されるため、2種類を用意することは困難である。
30	東北少	H31.1.15	牛乳を消化できない在院者に対して代替メニューを提供されたい。	医師の診断に基づき、代替メニューが必要な在院者に代替食を給与している。現在、牛乳を消化できないという医師の診断を受けた在院者はいないものと承知している。
31	東北少	H31.1.15	ジャージを洗える日の間隔を均等にすることを検討されたい。	入浴日にあわせて洗濯する衣類を指定しているところ、今後、入浴日の変更と連動して対応方法を検討する。
32	東北少	H31.1.15	夏季の暑さ対策として、入浴後のランニングシャツの着用や入浴がない日の身体拭きシートの支給を検討されたい。	東北少年院においては、ランニングシャツの着用を認めているほか、入浴がない日にシャワー浴を実施している。青葉女子学園においては、入浴がない日のシャワー浴のほか、希望者に対する身体拭きシートの支給について、いずれも実施している。
33	東北少	H31.1.15	青葉女子学園における冬季の入浴後に在院者が髪を乾かす方法について、風邪予防の観点から、タオルドライに加えてドライヤーの使用も検討されたい。	寮内のヒーターにより室温を確保し、風邪予防の対応を行っている。ドライヤーの使用については、電気容量等の問題もあり、今後、対応方法を検討する。
34	東北少	H31.1.15	乾燥肌の在院者に配慮し、クリーム類を各自で保管させることを検討されたい。	青葉女子学園においては、各自で保管している。東北少年院においては、各自で保管する方向で検討する。
35	東北少	H31.1.15	下着や靴下等の小物洗濯において、痛んだり、毛玉になったりすることを防ぐため、洗濯ネットの使用について検討されたい。	東北少年院においては、洗濯ネットを使用している。青葉女子学園においては、意見を踏まえ、洗濯物の種類に応じて適切に洗濯ネットを使用している。
36	東北少	H31.3.11	麻婆豆腐の味付けについて、「辛味を抑えてほしい。」という意見があるため、辛味を抜いたレシピに改善できないか検討されたい。	在院者の食事を作っている宮城刑務所に対し、献立会議を通じて辛味を抑えた献立を検討するよう既に要望しているところ、視察委員会から意見があったことについても伝達したい。
37	東北少	H31.3.31	室内の乾燥がひどいので、加湿器の設置を検討されたい。	冬季に湿度測定を行って実情を把握しつつ、医師の意見を参考に設置の可否について検討する。
38	東北少	H31.3.31	男女差に基づく合理的な理由がある場合を除き、東北少年院と青葉女子学園との処遇上のルールを統一するよう求める。	今後、東北少年院と青葉女子学園の職員間において、教育内容等の情報を共有して、検討する。
39	東北少	H31.3.31	平成30年度実施した職員からのヒアリングの結果、依然として恒常的にオーバーワークの懸念があるため、在院者数に比例しない職員の負担の重さを法務省本省にも理解してもらいながら、適切な人員配置（在院者に対する処遇のスキルの高い職員の増員）を要求し続ける必要がある。	職員配置については、業務の合理化や効率化等を通じて適正化を図り、増員が必要な場合は、上級官庁に状況説明し、要望していきたい。
40	東北少	H31.3.31	視察委員会の開催回数について、2か月に1回の頻度（通算6回）での開催が実現できるよう法務省本省に要望されたい。	視察委員会の開催に伴い、必要な予算の増額措置については、施設限りで対応できないため、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
41	東北少	H31.3.31	意見・提案書の様式について、既存の書式に加えて当委員会で準備した書式との併用を求める。	意見・提案書の様式は通達で定められたものであり、併用は困難であるが、意見は上級官庁に伝達する。 なお、自弁の便箋による意見の提出についても、申出があれば認めている。
42	茨城農	H30.6.25	各寮に設置している「視察委員会提案箱」を、在院者から、もっと分かりやすい位置に置くことを求める。	在院者が意見書を提出しやすいよう、寮内の分かりやすい適当な位置に「視察委員会提案箱」を移動することを予定している。
43	茨城農	H30.8.22	在院者の健康管理上、クーラーの設置を要望する。	暑さ対策として、氷菓等の給与、運動時間中の水分補給のためのスクイズボトルの貸与を行っている。また、エアコンの設置については設備整備に向けた予算要求を上級官庁に行っていく。
44	茨城農	H30.10.3	現在、週2回実施しているひげ剃りについて、在院者の要望に基づき、週3回に増やしてほしい。	現在、電気カミソリを使用させてひげ剃りを実施しているが、課業の時間及び機器の点検等の時間を考慮すると、現状、週3回の実施は困難である。なお、定期的週2回のほか、委員面接等必要に応じて適宜実施している。
45	水府学	H30.8.29	寮棟にエアコンを設置するなどして、在院者ができる限り快適に生活できるよう配慮されたい。	エアコンの設置には予算措置を伴うほか、年間の光熱費にも影響を及ぼすことから、視察委員会から意見があったことについては、上級官庁に伝達する。
46	水府学	H30.8.29	Tシャツの貸与枚数の増加を要望する。	予算事情により、現時点での対応は困難であるが、洗濯のタイミングを工夫するなどして、不足が生じないように努めたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
47	水府学	H31. 1. 16	朝食時にニュース番組を視聴させることが可能か検討されたい。	朝食時間帯に報道番組を生放送で視聴させることは、日課運営上支障があり、また、報道の内容によっては、在院者の心情不安等を招くおそれがあることから、導入の予定はないが、報道に触れる機会の確保として、余暇活動等の時間帯に、報道番組をビデオ放映することについては検討したい。
48	水府学	H31. 1. 16	資格取得の種目拡大が可能か検討されたい。	令和元年度に種目を追加することを計画している。
49	水府学	H31. 1. 16	食事は、規定量以外に、施設として融通を利かせる余地があるか検討されたい。	食事は、法務大臣訓令に基づき給与熱量及び標準栄養量に従って給与していることから、増量させることは困難である。
50	水府学	H31. 3. 27	花粉症の症状に対する指示薬の処方内容が最適な医療を提供している根拠を確認し、改めて在院者に説明されたい。	処方医師の判断によってなされており、診察時には、処方内容等に関する説明や、症状が改善されない場合は再度の診察を受けることについて丁寧に説明するとともに、個人差等を考慮して薬剤を処方するなど、引き続き、最適な治療の実施に努めたい。
51	水府学	H31. 3. 27	在院者の症状に応じた専門の医師による診察が受けられるよう配慮されたい。	精神科医師（常勤）と内科医師（非常勤）による診察を実施しており、診察日の関係上、在院者の疾患等と医師の専門を完全に合致させることはできないものの、疾患の軽重、緊急度を考慮して、外部診察も併用しながら、引き続き、適切な治療の実施に努めたい。
52	喜連川少	H30. 12. 15	自弁図書について、推薦できる図書のリストを備え置き、希望する少年に閲覧させる運用とされたい。	視察委員会から見本で示されたような各都道府県の優良推薦図書をインターネットで検索し、各寮に備え付けるように努めたい。
53	喜連川少	H30. 12. 15	自弁図書について、月1冊とされている制限を見直し、複数冊購入することを認められたい。	自弁図書の購入冊数については、「在院者の書籍等の閲覧に関する訓令」に基づき、購入手続に係る業務負担、検査事務上の支障及び積置物品の総量規制上の観点から、学習用の教科書、参考書、資格取得に必要な書籍、辞典等以外の書籍等については、1か月当たり1冊までと定めているものである。
54	喜連川少	H30. 12. 15	自弁物品として、あかすりタオルも購入できるとされたい。	「在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令」（平成27年矯少訓第16号）別表8（規則第37条第5項関係）に、「あかすりタオル」は自弁を許すことができる物品として掲げられていない。したがって、「あかすりタオル」については、当院で購入することができる自弁物品として追加することは困難である。
55	喜連川少	H30. 12. 15	リノベーション工事に伴う在院者の移送について、特に移送後の他の施設の環境に慣れるまでサポートするなどの十分な配慮をされたい。	移送対象者の心情把握や心情不安定者への助言等については、基本的には移送先少年院の職員に委ねることになるが、現在のところ、当院職員も移送先少年院へ異動になる予定であるため、当該職員を中心に、対象者が出陣するまで心情面でのサポートを継続できるよう配慮したい。
56	喜連川少	H30. 12. 15	リノベーション工事に際し、在院者の生活環境を考えた構造、設備となるよう、工事終了まで注意を払われたい。	リノベーション工事について、在院者の生活環境に配慮した構造、設備となるよう、引き続き努めていきたい。
57	喜連川少	H30. 12. 15	在院者の収容を休止した後も、農場や設備、備品等について維持管理を行い、工事終了後に在院者の収容を再開した際に、すぐに在院者らの活動が十分に行えるような体制、準備を整えられたい。	教育活動を円滑に再開させるため、農場、設備及び備品等を適正に維持管理し、来るべき教育活動再開に備え体制を整えることは必須であると考えられるため、令和元年度当院に残る職員において確実に維持管理することとした。
58	赤城少	H31. 3. 28	寮トイレについては、洋式トイレを増設することを、引き続き要望する。	改修工事の実施については、当所限りでの対応は困難であるため、引き続き上級官庁に要望する。
59	赤城少	H31. 3. 28	ベッドの規格について、体格の大きい在院者が、ゆとりのある状態での睡眠が取れるよう方策を検討されたい。	在院者の体格及び予算事情等を勘案し、今後も在院者が適切に睡眠を取れるための方策について検討を継続する。
60	赤城少	H31. 3. 28	資格ガイドのみならず、毎年情報が更新される内容を含む書籍類については、適宜の時期に最新のものを準備されたい。	在院者のニーズ及び予算事情等を勘案し、適切な更新整備に努める。
61	赤城少	H31. 3. 28	生活のしおりの内容について、理解が不十分な在院者が少なからず存在することから、できる限り多様な機会に周知されたい。	新入時オリエンテーションなどの機会を中心に、今後とも適切な情報提供に努める。
62	赤城少	H31. 3. 28	自由記載できる自弁ノートの使用について検討されたい。	一定のルールの下で比較的自由に使用できる「メモノート」を導入した。
63	赤城少	H31. 3. 28	食事テーブル等に使用する布巾につばを吐くなどの非衛生的に利用する者がいるとの在院者からの意見があり、使い方の指導だけでなく、個別貸与等の方法も検討されたい。	布巾など共同で使用する物品の衛生的な使用については、引き続き在院者への指導を徹底する。
64	赤城少	H31. 3. 28	給食への異物の混入防止に関して、赤城少年院の内規である「給食衛生管理基準実施細則」の内容の励行を徹底されたい。	平成30年8月27日付け達示第15号「給食衛生管理基準実施細則の制定について」に基づいた適切な給食の実施を徹底するとともに、万が一、異物の混入があった場合には、代替食の給与など適切な措置を講じる。
65	赤城少	H31. 3. 28	在院者に対する言葉遣いや態度等の接し方については、不公平感を抱かれないような接し方に改めて心掛けられたい。	具体的な事案を特定できず、事実の確認ができないが、引き続き職員研修などを行い、在院者の人権に係る職員の意識向上に配慮する。
66	榛名女	H31. 3. 18	冷暖房設備の整備を検討されたい。	平成31年3月、集団寮ホールに冷暖房機を設置した。
67	榛名女	H31. 3. 18	集団寮居室内に時計の設置を検討されたい。	平成31年4月、集団寮の各居室内に掛け時計を設置する予定である。
68	榛名女	H31. 3. 18	食事の主食の中に小石が含まれているとの申出があったため、委託業者の精米、搬入方法を調査し、主食に小石等が混入しないよう改善を求めたい。	精米を委託している業者に対して、原因の確認及び混入防止の制度向上を申し入れたところ、今後は、異物選別の制度を高めるため、色彩選別機（異物を選別する機械）を使用して精米すると回答を得た。
69	榛名女	H31. 3. 18	食事の中に他人（自分の場合もある）が故意に髪の毛を入れる場合もあるようなので、その原因を究明するとともに防止策に取り組みよう求める。	配食中及び食事中には職員が立ち会っており、御指摘の事実は確認できないが引き続き行動を密に観察し、在院者の心情把握に努める。
70	榛名女	H31. 3. 18	洗濯した衣類に洗濯石けんが付着していることが発生しているため、石けんの種類、洗濯の方法等を検討されたい。	洗濯石けんを洗濯機で使用する際は洗濯石けんが固まらないよう良く溶かしてから投入するよう引き続き指導する。
71	榛名女	H31. 3. 18	職員の不適切な言動や対応等については、在院者への影響が大きいため、在院者の人権を尊重する上で実現するための方法等を検討されたい。	職員朝礼時に保安の原則や在院者への指示の仕方等に関する研修を実施しているが、引き続き施設全体で適切な処遇の実施に取り組む。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
72	榛名女	H31.3.18	洋式トイレが詰まっていて故障しており使用できない状態が続いているので修理されたい。	洋式トイレは、平成31年3月に修理を行った。
73	榛名女	H31.3.18	和式トイレの使用について、汚したままの在院者もいるようなので、トイレの使用方法等について指導願いたい。	トイレ使用時のマナーは常日頃から指導を重ねているところで、今後も継続して指導していく。
74	榛名女	H31.3.18	同時期における資格受験を1種類に限定しているが、同時期に複数資格の受験を希望した場合は、1種類に限定することなく、色々な事情を考慮し総合的に判断されたい。	最初から受験する資格を1種類に限定することなく総合的に判断することとする。
75	榛名女	H31.3.18	柄入り靴下及び柄入りレターセットの一律禁止について改善するよう検討されたい。	平成31年4月から柄入り靴下及び柄入りレターセットの差入、携有を認めることとした。
76	榛名女	H31.3.18	図書室の図書の貸出しについて2週間に4冊と限定しているが、貸出冊数及び貸出頻度の改善を検討されたい。	貸出冊数を変更し、2週間ごとに5冊までとした。
77	榛名女	H31.3.18	生理用ナプキンの1か月あたりの支給数について、在院者の事情により適切に対応されたい。	支給個数について見直し、夜用について6週間に1度10個入りを貸与していたところ4週間に1度の貸与に変更した。
78	市原学	H31.3.29	視察委員作成の全在院者向けのアンケートを、一定の頻度で行いたい。その際、匿名性を確保するための適宜の措置を講じられたい。	在院者全員に対し、視察委員作成のアンケートにつき、食事、衛生、医療、面会、教育、規律等に関するアンケートを実施することとした。この際、秘匿性を確保するため、封筒を配布し封かんして提出させることとした。
79	市原学	H31.3.29	各教育カリキュラムの教育効果をあげるため、在院者に分かりやすい言葉で伝えるなどの方法により、各カリキュラムの趣旨や目的を、各在院者がよく理解できるように努めてもらいたい。	在院者は、それぞれ学歴や知能指数にも差があることに加え、入院の時期が在院者個々で異なることから院生活への動機付けに差があるため、各種教育プログラムの実施に当たっては、同指導担当者のみならず在院者個々に就く個別担任職員により、適時適切にその必要性や趣旨、目的等について動機付けを行い、また、事後のフォローアップ指導を含めて個別面接がなされている。 ただし、近時、発達上の課題を有する者の入院が見られるようになり、そのような在院者については当該学習内容の理解が進まないような傾向があるため、当園職員においてもコミュニケーションスキルに係る研修を適宜実施するとともに、それらの者の理解が進むように、より丁寧な指導を心掛けていきたい。
80	市原学	H31.3.29	教育カリキュラムの一環として、出院者による講演を積極的に取り入れて、在院者の身近な目標を具体的に示すようにしてもらいたい。	少年院出院者の自助グループ「セカンドチャンス！」のメンバーを招へいして、在院者に講話を聴く機会を設けており、生の声を聴くことで具体的な目標を持たせている。
81	八街少	H31.3.4	平成30年度に引き続き、視察委員会開催日が近づいたときに、少年に対して、視察委員会が開催されること及び視察委員会との面接を希望する少年は面接を申し出るように、職員から在院者に伝達していただきたい。	平成30年度同様、視察委員会開催時には、視察委員による面接希望の申出についての説明を含め、職員から在院者への伝達を実施する。
82	八街少	H31.3.4	令和元年度も、酷暑が予想されることから、これまで以上に、在院者の体調管理（水分補給を含む。）、室温の温度管理（十分な睡眠が確保できるように夜間の対策を含む。）に万全の対策をお願いしたい。	平成30年度同様、一定期間の室温及び湿度を計測する。また、在院者の体調管理として、本年度整備したステンレスボトルを活用しての水分補給並びに睡眠の確保として冷感シーツの導入を検討する。
83	多摩少	H31.3.8	多摩少年院の建替え予定を早めていただきたい。	建替え時期については、当院のみで決定できるものではないため、引き続き意見を上級官庁に伝えたい。
84	多摩少	H31.3.8	多摩少年院の建替えの際には、機能的な設備（エアコンや給湯設備等）を設置されたい。	平成30年度の整備として、各寮に温水給湯設備工事を実施し、設備の機能向上を図った。
85	多摩少	H31.3.8	夏季・冬季の気温対策を早急に講じられたい。エアコンの設置は緊急の課題であり、また、真夏の野外活動における万全の暑さ対策を求める。	夏季は、寮や教室に扇風機を設置するとともに、在院者に電解質補給サポートサプリメント、氷菓及び冷し麦茶を給与している。また、WBGT(暑さ指数)を計測する機器を購入して、体育指導等の実施の可否判断に活用している。冬季は、寮や教室にストーブを設置するとともに、在院者に冬靴下、防寒衣及び手袋を貸与するなどしている。 なお、エアコン設置については、上級官庁に対し工事計画を上申中である。
86	多摩少	H31.3.8	単独寮の構造を見直し、在院者の尊厳が損なわれることのないようにされたい。	単独寮の仕様変更には相応の予算措置が必要であるため、早急にはできないが、参観時等に在院者のプライバシーが十分に守られるように細心の注意を払う等して、教育の場として適切な環境作りを努め、在院者の尊厳が損なわれることのないようにしたい。
87	多摩少	H31.3.8	食事をめぐる課題を解決し、食事を通じての指導（食育）を行うために、栄養士を配置されたい。「分量が足りない」との意見もあり、アレルギー食への対応も含めて食事を工夫されたい。	管区による栄養士巡回指導を定期的を受けているところ、食事の献立について、引き続き工夫に努めたい。 なお、栄養士の配置については、上級官庁に意見を伝えることとしたい。
88	多摩少	H31.3.8	ベストセラーなどの配架を求める声、書籍購入や差入れ図書の審査に時間がかかるなどの不満があるため、改善を求める。	書籍購入については、各寮の購入手続に係る提出時期を合わせるなど、期間を短縮する工夫を行った。また、差入図書の審査については、内規に基づき申出があった後3週間以内に処理するように運用している。
89	多摩少	H31.3.8	公立図書館との連携による書籍の更新、司書など図書館専門職との連携による選書の質の向上を模索されたい。	話題になっている書籍の購入に努めるなど、引き続き選書の質の向上に努めたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
90	多摩少	H31.3.8	教官の指導をめぐる意見提案書が複数回あったことから、職員の指導方法の検証と改善の具体的取組を求める。	在院者の指導に当たっては、在院者から暴言と受け取られかねない言葉は厳に慎むよう職員朝礼及び寮主任会議において周知徹底した。
91	多摩少	H31.3.8	目標点検集会（在院者個々の目標等に対し、所属寮における他の在院者から助言等を得る集会活動）が有意義であるために、職員の高い指導力、一層の工夫と努力を求める。	引き続き、職員の指導力向上に努めたい。
92	多摩少	H31.3.8	教科に関する学習が試験合格のために限定されることなく、学ぶことの喜びと必要性を授業の中で実感できるように教科教育を展開するための更なる工夫を求める。	教科指導については、試験合格のためのみならず、将来に活用される内容となるよう、引き続き指導していきたい。
93	多摩少	H31.3.8	視察委員会を知らない在院者がいたため、意見提案書制度の周知徹底をお願いしたい。	在院者に貸与する「生活のしおり」に、視察委員会の意義、面接申請、意見提出について詳細に解説し、職員からの説明も行っているところ、今後も周知に努めたい。
94	多摩少	H31.3.8	意見提案用紙を取る様子が職員や他の在院者から見えるため、工夫をお願いしたい。	他の在院者に気付かれることなく意見を提案できるように、決められた用紙以外に私物便箋の使用を認めているところであるが、より適切な方法がないか、用紙の設置場所や方法を含め検討していきたい。
95	関医少	H31.2.1	診察に当たり教育・支援部門の教官が必ず同席する運用を改め、昨年度来、無立会の診察が選択的に開始されたことは評価できるので、医師の診療上の必要性を踏まえ、発見された課題を改善しながら診療の工夫を継続すること、並びにこの点は特に移転後も維持するよう要望する。	状況に応じて立会を依頼するなど臨機な対応の余地を残しつつ、教育・支援部門と医務課の合意の下で事故なく無立会での診察ができており、新施設でもこの形態を維持できる見込みである。
96	関医少	H31.2.1	第3種少年院では、適切な医療的対応を実現することが、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に欠かせないので、医務と教育の連携を強化するために、医務課と教育・支援部門による個別カンファレンスを充実させ日常的な意思疎通を図るとともに、各在院者につき週1回が原則となっている医師の診察の機会につき、必要に応じて診察回数を複数回に増やす柔軟な対応を徹底し、週に複数回の診察が原則として可能となる運用を図ることを要望する。	個別カンファレンスでは寮職員と医務課に加え、調査支援担当職員も交えて多面的な合議を行い、帰住先を見据えた処遇や医療につなげている。必要に応じて週複数回の診察は継続して行っている。
97	関医少	H31.2.1	当施設では、精神疾患がある者が多数を占める施設であるにもかかわらず、在院者の心身の静穏を得る目的で医師が活用できる静穏室等の居室がない設備上の不備が存在し、これに伴い保護室の使用件数が減少しない不適切な傾向も指摘されてきたが、移転を控える中で、静穏室整備のための予算措置の確保が困難な事情があった。新施設では静穏室を設ける計画があるとのことなので、静穏室等の設備については医務課の意見を事前聴取し、医師が活用しやすい設備・備品並びにその運用の準備につき、特段の配慮をされたい。	新施設で整備される静穏室、多機能病室は医療的配慮のもと設計されている。多機能病室と保護室の使い分けについてそれぞれの収容要件に照らし、適切な運用に努めていく。
98	関医少	H31.2.1	他の少年院に先駆けて在院者の麻しんの抗体価の測定を実施し、集団感染の危険性を確認するに至った迅速な対応は高く評価できるが、施設としての安全配慮を果たす観点から、既に対応済とされる対策を含め、感染力が強い麻しんや結核等の集団感染予防のための具体的な対策及び患者発生時の事後対策を引き続き検討し、予防策の実現と対応策の策定に向けた先導的な役割を担うことを要望する。	国立感染症研究所の麻しん対策ガイドラインにのっとり、在院者に加えて在院者と接する可能性のある職員についても抗体価を測定し、感染発生に備えている。
99	関医少	H31.2.1	平成28年来指摘してきた①義務教育期の在院者（中学生）及び②高等教育期の在院者（高校生以上の年齢で学習意欲のある者）に対する教科教育の専門的な直接指導の機会が週1回1時間程度しか実施されていない状況の改善は、前者①に関しては、抜本的なものに至っておらず、なお、国による義務教育の機会の保障に反し、対象者の教育を受ける権利を侵害する状況が継続しており、後者②に関しては、未だ十分なものには至っておらず、学ぶ意欲がある者の教育を受ける権利の実現と学力が途上にある者の学力の向上を妨げている状況が継続しているため、前者①に関しては各教科につき学校教育に順ずる内容の直接指導をする改善、後者②に関しては、直接指導の機会を大幅に拡充する改善を行うとともに、在院者がこれらの教科教育に関する学習機会の存在を十分に認識できるように周知されたい。	①平成30年度は、週間標準日課表において、職業指導と並行して教科指導を行う枠組みを策定し、週4回（1回90分）の教科指導を実施してきた。視察委員会からの義務教育の機会の保障が十分に確保されていないとの意見を踏まえ、令和元年度においては、週間標準日課表において、教科指導の枠組みを拡大することを検討している。 ②高等教育期にある在院者のうち、学習意欲があり、かつ高等学校卒業程度認定試験の受験を希望した者については、受験前の一定期間、教科指導に編入させ、直接指導による学習の機会を付与してきた。今後は、今まで以上に直接指導による学習の機会を付与することの拡大を図ることを検討している。
100	関医少	H31.2.1	義務教育期の在院者及び高等教育期の在院者に対する教科教育の専門的な直接指導の機会の十分な確保は、来年度早々の移転後も必須の課題となるものであるから、移転に向けて現状をより改善した形でこれを実施できるよう特段の配慮に基づく準備を行うよう要望する。	移転後においても、直接指導による教科指導の充実強化を図るために、教材の準備を始め、指導者の確保に努めていく。
101	関医少	H31.2.1	面会について、保護者等の面会の重要性和遠方から来院する保護者等が多い事情に鑑み、30分を超える面会が可能なことの周知を徹底するとともに、少なくとも1時間程度の面会時間を確保する運用を一層推進するとともに、移転後においてもさらに推進できるよう、人的配慮、設備などの諸条件の確保を含めて準備されたい。	移転後においても、引き続き、保護者等との面会については、必要に応じて面会を柔軟に行っていく。
102	関医少	H31.2.1	在院者による自弁物品の購入、特に図書・雑誌等につき、在院者の学びや教養のための適時の用途を満たさない状況が生じないように、購入申請から入手までの期間の短縮を引き続き工夫・検討するとともに、移転後においてもこの工夫・検討の成果が継続できるよう準備を進めることを要望する。	移転に伴い、自弁品の購入についての見直しを実施しているが、在院者の定員が増員となった反面、担当者の人員が減となり、その対応に困難が生じることが予想されるが、適正な手続きにのっとりながら、できるだけ速やかに手続が行えるよう検討する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
103	関医少	H31.2.1	在院者の貸与のノートに関する学習用1冊という所持の制限は、学習上必要であれば、使用後も回収することなく複数冊所持することが認められることが在院者に必ずしも周知されていないこと、自弁購入のノートに関し、指定業者規格品に登録入りのものしかなく、無地のものを使いたいと在院者に不満感を抱かせていることに照らし、在院者の学習や余暇時間の過ごし方に影響を与えるノートの居室での使用につき、在院者の希望を丁寧に把握し、その希望に添った所持ができるよう運用の改善を図り、これを在院者に周知するとともに、移転後においても、在院者の希望に応じ学習ノートの複数所持や無地もの選択が可能となるような運用ができるよう準備されたい。	ノートの所持冊数及び無地のノートの自弁の可否については、在院者の希望を丁寧に把握した上で、移転後施設において検討していきたい。また、その周知方法についても合わせて検討していきたい。
104	関医少	H31.2.1	在院者の入浴に関して、夏季以外の時期でも、衛生面から週3回の入浴を実施することや、夏季において週3回の入浴に加えたシャワー浴で温水が十分に使えない状況についての改善が、当施設の設備の現状や人員配置の関係などから実現できなかったことは遺憾であるが、移転後の新施設においては、日課や職員配置の調整を行い、これら衛生面に直結する入浴・シャワー浴などについての改善がなされるよう特段の準備を進めるよう要望する。	令和元年度においては、標準週間日課表において、週3回の入浴を行うことを予定している。また、夏の温水の使用については、その運用について移転後施設において検討していきたい。
105	関医少	H31.2.1	成長期にある在院者にとって、毎日の食事は食育の観点からも重要であるが、当施設では、在院者からの夕食時間が午後4時半からであり、朝食が午前7時25分ということと考え合わせ夕食時間が早すぎる、朝食や副食献立の多様性に乏しい等に関し改善を求める意見が続いていたが、職員配置や設備上の制約などから改善が進まない事情があった。移転に伴う新施設では、夕食開始時間を午後5時とすべく準備が進められていることは評価できるが、さらに午後6時くらいまで繰り下げるとともに、朝食や副食献立の多様化などの改善に向けた検討及び準備を進めることを検討されたい。	令和元年度からは、PFI事業者が在院者の給食の提供を行うこととなっている。PFI事業者と連携して、副食献立の多様化などを図りたい。また、夕食の開始時間を午後6時くらいまで繰り下げることにしても、PFI事業者と協議することとした。
106	関医少	H31.2.1	在院者にとって、在院中、日課や予定に沿って規則正しい生活を送り、これを習慣化することは、社会復帰後の健全な社会生活に向けて有意義であるところ、在院者が居室において時刻を知ることができなかつたり、行事予定、食事のメニュー表などを適宜知ることができないなどの状況について、適切な方法を検討し改善を図るとともに、新施設への移転後に向けても準備されたい。	時計の設置については、在院者の居室内から見える位置に設置するよう努めており、移転後も、時計の設置位置に配慮したい。献立表や月間行事予定表の周知方法等については、現在検討中である。
107	関医少	H31.2.1	施設職員が在院者に対して使用する呼称について、在院者の人格及び人権を尊重する当施設の姿勢を示すことになることから、原則として呼び捨てにすることは止め、できる限り統一した適切な形の呼称にすることを新施設への移転後も視野に入れつつ検討されたい。	在院者の呼称については、人格及び人権に配慮した呼称を使用するよう引き続き職員に対して指導していく。
108	関医少	H31.2.1	体育指導及び運動時間の過ごし方について、その種目や運動量について、在院者の体調や体力、意欲に応じて実施できるように、その在り方について新施設への移転後も視野にいれつつ、一層の工夫、検討を進められたい。	体育指導及び運動の種目や運動量については、在院者の特性を考慮しつつ、体調や体力、意欲に応じて実施できるように更に検討を重ねていきたい。
109	関医少	H31.2.1	当施設は、妊娠している女子在院者が常時入院する可能性があるところ、年度早々の移転後は、併設の東日本成人矯正医療センターに常駐する専門医の支援を受けるようになることを承知しているが、妊娠している在院者に対する助産師などによる「母親教室」的対応関連の支援に関しても、移転に向けた準備の中で検討されたい。	出産を控えた女子在院者に対しては、個別に看護師や法務教官による母親になるための教育を実施している。移転後も、対象者には、引き続き同様の教育を実施していく。
110	関医少	H31.2.1	少年院法第146条の趣旨に照らし、当施設の移転後に当施設の退院者やその保護者が当施設に対し電話・訪問等で連絡・相談をしてきた場合に、連絡等が円滑に伝達され、退院者らの不利益や困惑を招かない適切な準備を確実にしておかれたい。	移転後しばらくの間、電話連絡をしてきた退院者等については、移転先の連絡先をアナウンスする予定である。その他、移転後における少年院法第146条に基づく退院者等からの相談の運用の在り方について検討したい。
111	関医少	H31.2.1	当施設では、予算の関係上宿直時職員自らがシーツ・寝具カバー等の寝具類を持参しなければならない不都合を抱えている。そこで、新施設では、職員の負担が減るように適切な宿直室と寝具類等の予算を確保されたい。	職員の宿直室のシーツの準備・交換については、平日は民間事業者が行うこととなっている。
112	関医少	H31.2.1	当施設では、在院者の特性から生活の多くの場面で職員の立会が必要とされており、加えて、集団的な処遇に馴染まない在院者が存在するので、在院者数が減少しても効率的な運用が困難で、多数の職員の配置が必要不可欠である。そこで、新施設でも適切な個別処遇を実現するために、在院者の特性に鑑み、少なくとも現状と同程度の適正規模の人員の配置を継続されたい。	神奈川医療少年院との統合により、第1種から第4種までの少年を收容することとなり、今後、矯正医療センターとしての役割を社会及び関係機関等から期待されることとなるが、引き続き人員配置の必要性について、上級庁に対して上申していきたい。
113	愛光女	H31.3.29	在院者に対して、面倒くさそうな返事をする職員がいるとの訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側の捉え方の問題もあると思われるものの、不当と受け止められる可能性もあるため、より理解が深まるように対応することを求める。	どのような状況で、また具体的な言葉の使い方について、かかる意見があるのかは不明であり、各在院者の捉え方の問題とも思料されるが、引き続き、いざづらに在院者に不快な思いをさせない対応を心掛けていく。
114	愛光女	H31.3.29	臨時薬を求める在院者に対して、「必要なのか？」と聞いてくる職員があり、すぐに薬をもらえないことが不満だという訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側のとらえ方の問題もあると思われるものの、投薬自体は医師の処方に基づいて行われるものであるから、服薬できないと誤解されないように説明することを求める。	例えば、向精神科薬は、服用に当たり慎重に投薬をさせなくてはならず、特に臨時薬であることも踏まえ、症状等を本人に確認する必要があることを理解願いたい。また、それは、飽くまで投薬に当たった確認作業の一環であるが、コミュニケーションの問題でもあると認識している。今後とも理解が深まるような働き掛けをしていきたい。
115	愛光女	H31.3.29	見学者や新しい職員がいる前ではことさら厳しく対応してくる職員がいるのが不満だと訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側の捉え方の問題もあると思われるものの、指導の定着を阻害するものになる可能性があるため、より誤解のないように対応していくことを求める。	当該在院者の主観もあると思われるものの、普段と異なる環境で職員の中には緊張したり、張り切ったりする者や声が大きくなったりする者がある可能性があることも踏まえ、注意を喚起していくこととした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
116	愛光女	H31.3.29	個別面接時で泣きたくないのに、「泣きたいんじゃないのか?」と言われ嫌だった、否定すると調査になると思い、言えなかったと訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側の捉え方の問題もあると思われるものの、不当と受け止められる可能性もあるため、より理解が深まるように説明することを求める。	個別面接の対応の一環として、職員から在院者の様子を踏まえて、かかる発言を行う場合もある。その際、本人が仮に否定したとしても、反則行為にするといったことはない。 さらに在院者の特性を理解した上で対応するといった観点からの面接方法について、研さんを深めることとした。
117	愛光女	H31.3.29	資格取得の検定を希望していないのに検定は強制だから受けるように言われたという訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側との捉え方の問題もあると思われるものの、強制され、不当と受け止められる可能性もあるため、より理解が深まるように説明することを求める。	在院者の希望もしん酌しており、強制的に受験させることはない。在院者の誤解を招かないようにしていきたい。
118	愛光女	H31.3.29	言葉遣いの悪い職員や肩を押した職員がいるとの訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側の捉え方の問題もあると思われるものの、不当と受け止められる可能性もあるため、誤解されないような対応をすることを求める。	どのような状況であったか、また具体的な方法や言葉の使い方について、かかる意見があるのかは不明であるが、誤解を受けることがないよう、引き続き職員に対する注意喚起は行っていく。
119	愛光女	H31.3.29	領置金残高を伝えられた時、自分の計算と違っているとの訴えがあった。事実関係は不明であり、在院者側の理解度の問題もあると思われるものの、理解できるように丁寧な説明をしていくことを求める。	在院者に対しては、入院時に残高、購入時の差引額、差入時はその額などを告知し、指印を徴するなどして、誤りがないようにしている。 その上で、残高については、例えば購入の場合など、申込時や物品の受領時などと実際に差し引かれる時期などは相違しているため、時期的なずれで実際の残高と本人の認識している残高と相違していることも想定される。説明の際は、その点を留意し、誤解がないようにしていく。
120	愛光女	H31.3.29	特定の職員が生活上の方法を変更した場合に他の職員に引継ぎがなく、その方法で行ったら注意を受けたとの訴えがあった。方法を変える場合は職員間の引継ぎ、情報共有の励行、また在院者が、より理解できるように説明することを求める。	原則として定めたことでも、状況によっては、その場で指導に当たる職員が判断し、変更することもあるのを承知願いたい。 なお、職員間の引継ぎ等の徹底については、各種施策を講じているところ、引き続き共有の漏れが生じないようにしていきたい。
121	愛光女	H31.3.29	グラウンドの使用について、平成29年秋頃から平成30年8月まで使用できなかった理由として、工事、工事後の整地作業及び熱中症対策のためであるとして説明を受けたが、かかる期間で全面的に使用不可としたことは必要以上の制約があったのではないかと、疑問のあるところであり、外気に触れる機会の少ない在院者の心身の健康維持のためにも使用できる範囲や方法等を限定する配慮が必要であったと思われることから、今後の方針を検討されたい。	工事及び工事後の整地作業のほか、熱中症予防も理由としてあったところであり、前者においては、在院者の安全確保の観点からも使用不可にしていたことに御理解願いたい。今後も引き続き可能な限り、外気に触れる機会を確保すべく、天候にもよるが、平日は毎日グラウンドを使用するなどして、在院者の健康管理、心情安定を図りたい。
122	愛光女	H31.3.29	在院者間の会話については、合理的な範囲で制限することは認められるものの、清掃の際など、在院者間の呼び掛けなどは認めるか、配置されている職員を複数にするなどして、円滑にできるようにしてほしいとの訴えがあった。会話の制限が過度になっていないか検討するとともに清掃の時などは複数職員の配置を工夫するなどして、対応することを求める。	在院者間の会話の制限は合理的な範囲で行っているところであり、呼び掛けについても無制限に許可することは、呼び掛けを必要とする状況を職員側で確認することも困難となることや職員の増配置についても、定員や配置上の問題もあり、現在のところ、一律に対応するのは難しい。ただし、必要な在院者間の呼び掛けに支障が出ないように、清掃中は、職員に対し、至急を要さない話し掛けなどを控えるよう指導するなどして、今後も職員側の対応については、配慮していく。
123	愛光女	H31.3.29	在院者に対する身体接触について、職員に物を渡す時に手に触れたら叱られたとの訴えがあった。身体接触については、医療上又は保安上の理由がある場合は可能なものの、それ以外では暴行などの誤解を防ぐためにも認めていないとの説明があり、一定の理解はできるが、社会一般での常識的な範囲内でのスキンシップ程度のもを制止する場合は、その在院者の心情に配慮した対応を求める。	スキンシップの一環だとしても、場合によっては、暴行と主張されることもあり、在院者との身体接触は認めていないものの、医療上又は保安上の必要があれば、身体接触も認めているほか、在院者との物品の收受などにおいて、必要最小限の身体接触が生じた際は、やむを得ないものであり、叱責するといったことはないことを認識している。今後とも誤解のないように指導していくこととしたい。
124	愛光女	H31.3.29	足や腕のむだ毛剃りができるようにしてほしいとの訴えがあった。禁止する合理的な理由はなく、行うことができるように対応すべきである。	現在、顔剃り、腋毛剃り等は認めているものの、更に対象を拡大することによる自傷等の保安上の問題、また一定の時間、職員配置を要することになることなどを考慮し、引き続き検討していくこととしたい。
125	愛光女	H31.3.29	在院者に配布している「生活のしおり」について、新入生と在院者間で内容のそごがあるとの訴えがあり、改訂中であったとのことであるが、生活上の指針となる重要なものであることから、その場合でも改訂される部分を説明の上、別途配布するほか、改訂作業の処理が遅延しないように必要な職員の増配置をするなどの対応が必要である。	生活のしおりの改訂については、改訂済みのものを配布済みである。今後も必要な改訂が生じた時は、迅速な対応ができるように努めていきたい。
126	愛光女	H31.3.29	単独寮では居室に扇風機のほか、廊下には大型扇風機及び冷風機が整備され、一定の対応がなされているものの、同寮には冷房機が整備されておらず、暑いとの訴えがあり、熱中症対策からも早急な設置が望まれ、そのための予算措置も配分されるべきである。	単独寮については、個室ごとに冷房を整備するのが、最も効果的ではあると思われるが、多額の経費を要し、予算事情からも、直ちに整備するのは困難な状況にあるが、今後とも必要に応じて、在院者の生活環境向上のための設備整備などの予算要求を、上級官庁へ行っていくこととしたい。
127	愛光女	H31.3.29	集団寮各室に時計が整備されていないことについて、本来、時間管理は一般社会では有用なことであり、就寝点呼直後にトイレの使用を制約していることを踏まえれば、その対応のために時刻を知りたいとの訴えも合理的であることから、希望者に対しては居室内の時計を許可し、貸与を認めるべきである。	時計については、各教室のほか、集団寮についてはホール、単独寮については各居室から見える場所に個別に配置しているため、意見としてある集団寮の居室には、必要に応じて、例えば資格取得のための学習などの場合に限り、貸与していたところである。今後は、引き続き事案ごとの必要性について検討し、特段の支障がない限り整備することとしたい。
128	愛光女	H31.3.29	日焼け止めクリームについて、使用を禁止する合理的な理由はないことから、購入可能な物品として日焼け止めの効果を含む化粧水、またはクリーム類として認めるべきである。	今般、自弁購入できるクリーム類のうち、日焼け止め効果を有したものを購入できるように改正した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
129	愛光女	H31.3.29	ドライヤーの使用を認めてほしいとの訴えがあり、電気代がかかるにしても寒い時期まで濡れた髪のままにしておくのは、健康上からも一律的に禁止するのは合理性に乏しい。長髪の在院者に限る、使用時間を短時間に限定して使用を許可するなどの工夫が必要である。	集団寮では共同での入浴のため、ドライヤーを一斉に使用した場合、動作時間が遅延することや電気容量等の設備上の問題もあり、使用させていないところ、一定の使用時間を定めての使用などを試行し、問題点も確認するなどして、その可否について、検討していくこととした。
130	愛光女	H31.3.29	ワークブックの冊数について、1冊しか整備されていないことから使用したい時に他の在院者が使用していると使えないため、十分に勉強できないとの訴えがあった。具体的にどのワークブックが不足しているとの訴えなのか不明ではあるが、例えば高卒認定試験に係るワークブックは年度ごとに2冊は整備されており、直ちに不足が生じている認識はないとの回答があったが、いずれにしても勉強への意欲が削がれないように整備されることを求める。	不足しているとするワークブックが何を指しているのかわからないが、予算事情もあるものの、今後とも必要であれば、ニーズをつかみ、整備していくようにしたい。
131	愛光女	H31.3.29	36条面接において、男性の委員の質問事項にセクシャルハラスメントとを感じる発言や性行為に関する興味本位と受け止められる質問があって不快との訴えがあった。本面接は仮退院審査のための地方更生保護委員会が行う当園職員が立会いしない面接であり、事実関係を確認するのも困難であるとの回答があったが、セクシャルハラスメントを未然に防止するためにも、男性のみの1対1の面接になることは避けるほか、女性の立会者を配置するなど望ましい。また、同委員会に対し、かかる苦情があったことを伝え、今後の注意喚起をすることも必要である。	地方更生保護委員会に対し、本意見にある仮退院の審理における委員による面接（更生保護法第36条に規定される調査）について、その目的から質問内容、面接者などを当園側から要請することは困難なものの、かかる申し出があったことは伝えていき、注意を喚起することとした。
132	愛光女	H31.3.29	自殺企図があった精神科医のサポートが必要な在院者に対して、可能な限り自庁でサポートしようとする姿勢は評価できるが、繰り返し企図していることを踏まえれば、医療少年院への受入要請について、結果論ではあるものの迅速に行うことが必要と思われたほか、かかる場合に適切に移送が行われるように施設間の連携を深め、在院者の身体の安全が図られるように万全の体制がとられるべきである。	本事業については、外部の専門病院への病院移送を実施し、その診断結果に基づいて、当園において処遇したものであるが、視察委員会の意見も踏まえ、引き続き在院者の身体の安全について、万全を期していくこととした。
133	久里浜少	H31.3.25	平成30年5月に発生した在院者の自死事案の再発防止に向けて心情把握・動静把握、巡回体制の強化を強く指摘する。	事案後リスクのある在院者については、要注意指定の上、必要に応じ処遇上配慮すべきことについて指示を发出するとともに、心情把握を徹底するよう全職員に周知している。
134	久里浜少	H31.3.25	適宜・適切な方法で平成30年5月の自死事案を振り返り、再発防止への思いを新たにす機会を設けられたい。	事案の発生から年末までを網羅した資料を作成し、研修教材として伝え残すことについて検討する。
135	久里浜少	H31.3.25	法務省に対し、職員の資質の向上に努めつつ、人員の補充を要望する。	当所限りでは対応できないため、意見を上級官庁に伝える。
136	久里浜少	H31.3.25	法務省に対し、在院者の生活環境改善のため、冷暖房設備の充実を強く求める。	冷暖房設備に必要な予算については、当所限りでは対応できないため、意見を上級官庁に伝える。
137	久里浜少	H31.3.25	冬季の寒さ対策として、使い捨てカイロ導入の検討を求める。	施設の規律及び秩序の維持や管理運営上の問題等を整理の上、導入を可否を検討する。
138	久里浜少	H31.3.25	在院者の衛生上の観点から、夏場に使用しているプールにろ過設備を設けるよう求める。	自庁予算だけでは対応できないため、必要経費を上級官庁に要望する。
139	久里浜少	H31.3.25	在院者の衛生確保の面から、入浴回数を増やす、シャワー浴であれば石けんの使用を認めるといった対応を検討されたい。	日課運用上の問題等を整理の上、導入の可否を検討する。
140	久里浜少	H31.3.25	入浴時の上がり湯の方法について、衛生面の配慮から検討されたい。	カラン及びシャワーの使用に代えた場合、水圧低下が生じるという設備上の問題が把握されているため、その改善を含めて検討する。
141	久里浜少	H31.3.25	法務省に対し、他施設の動静を踏まえ、久里浜少年院の負担が過度にならないような職員配置を実施するよう求める。	職員配置については、当所限りでは対応できないため、意見を上級官庁に伝える。
142	久里浜少	H31.3.25	職員研修の実施に際して、その意図や目的の共有、効果の還元、適正な職員配置への配慮・努力を求める。	外部機関が主催する研修に職員を派遣する際は、人選はもとより、研修目的や期待する効果、帰庁後の伝達研修等を細かく説明するといった対応を検討する。
143	久里浜少	H31.3.25	法務省に対し、久里浜少年院の職員が必要な研修を受けられるような充実した職員配置を求める。	職員配置については、当所限りでは対応できないため、意見を上級官庁に伝える。
144	久里浜少	H31.3.25	若手とベテランに偏った職員構成を改め、中堅職員の充実を求める。	年齢構成のバランスの問題は当院だけで解消できるものではないため、意見を上級官庁に伝え、必要な措置を要望していく。
145	久里浜少	H31.3.25	法務省にあつては、医療少年院の強化・統合に伴い、在院者が最善の治療・矯正教育を受けられるような見立ての充実を図るよう努められたい。	当所限りでは対応できないため、貴重な意見として上級官庁に伝えていく。
146	久里浜少	H31.3.25	法務省にあつては、医療措置が必要とされるような処遇困難者を抱えることで、久里浜少年院の職員が過度の負担を強いられ、疲弊しないよう配慮を求める。	職員配置については、当所限りでは対応できないため、意見を上級官庁に伝える。
147	久里浜少	H31.3.25	国や自治体と連携しながら津波対策を検討することを求める。	現在、自治体や消防等と非常時の対応について協議し、マニュアル等を策定しているが、引き続き協議を重ね、実効性の高い対策を検討していく。
148	久里浜少	H31.3.25	職員の避難訓練を数多く実施し、在院者に対して実践的な訓練を実施できないリスクやデメリットを最小限に抑えることを求める。	対応訓練を計画、実施する。
149	久里浜少	H31.3.25	津波襲来時の迅速な連絡体制構築のため、無線等の設備の点検・維持に努められたい。	非常通報用スピーカーは修繕し、音量等問題ないことを確認した。携帯無線等の設備の点検・維持に引き続き努め、有資格者の養成等も検討する。
150	久里浜少	H31.3.25	津波対策のための備品購入を要望する。	必要な備品等を精査し、予算執行状況を見ながら、調達を検討する。
151	小田原少	H31.1.31	少年院という施設における冷暖房設備の設置を検討されたい。	閉庁に伴い講じることができなかったものの、今後の矯正運営に反映させるために上級官庁に伝えたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
152	小田原少	H31.1.31	法務省において出院者が社会で自立していくために必要なこと等をまとめたテキストもしくはパンフレットなどを作成するなど、出院時のケアや出院後のフォロー体制を十分に実施していただきたい。	閉庁に伴い講じることができなかったものの、今後の矯正運営に反映させるために上級官庁に伝えたい。
153	神奈川医療	H31.2.27	移転後の施設運営について、医務課と教育部門との連携体制の充実、矯正教育課程の充実、在院者に対する各種説明を分かりやすくする工夫、入浴回数の増加及び職員体制の拡大等を提言する。	提言を真摯に受け止め、新しい施設の運営に生かしていきたい。
154	新潟少	H30.3.27	意見箱について、投かんししやすいよう設置場所についての検討、意見用紙の配布について検討されたい。	提案箱及び意見・提案書用紙について、在院者が活用しやすい場所を選定の上、設置しており、また、新入時オリエンテーションなど折に触れて、制度の趣旨について在院者に情報提供している。
155	新潟少	H30.3.27	食事について、在院者がゆっくりと食事がとれるよう配慮されたい。	これまでも在院者がゆっくりと食事をとれるよう配慮してきているところ、今後も同様の配慮を継続する。
156	新潟少	H30.3.27	書籍の選定等について、外部の図書館職員等の協力を得ながら進めることを検討されたい。	平成30年度、事業者の協力を得て書籍の選定・調達を行っており、今後も書籍の充実に努める。
157	新潟少	H30.3.27	運動について、筋力トレーニングの内容、頻度において、過重とならないよう配慮されたい。屋外での運動を増やすことを検討されたい。	体育指導については、現在も、在院者の体力、気象条件、他の日課とのバランス及び収容状況等を勘案の上、過重とならないよう配慮しながら実施しているところ、今後とも同様に適切な実施に努める。
158	新潟少	H30.3.27	就寝時の夏場の暑さと冬場の寒さ対策には十分配慮されたい。	猛暑期及び厳寒期における適切な冷暖房の使用について、必要な内規を定めて運用しているほか、プールの活用及び適切な衣類の貸与等により、今後も適切な対策に努める。
159	新潟少	H30.3.27	歯科医療の充実に配慮されたい。	矯正嘱託医（歯科医師）による診察が定期的に行われており、診察実施日に診察を受けられず、次回持ち越しとなる在院者は発生していない状況である。今後も適切な医療の実施に配慮する。
160	新潟少	H30.3.27	入所時に所持していた薬の使用等について、十分な説明をされたい。	必要な医療措置については、入院時、少年鑑別所から引き継がれる医療情報及び保護者等からの申告等を参考として、当院医師の診察によって判断されており、入院時に携帯した医薬品などの継続使用についても同様に判断されている。必要な情報提供については、継続して行う。
161	新潟少	H30.3.27	在院者から見たときに、どの在院者かによって態度が違う職員、生徒を差別する職員がいるとの苦情がある。職員の側にそのような意識がなくとも、そのように少年側から捉えられることがあることに十分配慮されたい。	苦情の詳細が不明であるため、事案の特定ができないが、引き続き必要な職員研修等を実施するなどして、在院者の人権に配慮した処遇を行う。
162	新潟少	H30.3.27	教科での制作作品、成人作文を出院時に持ち帰れるようにすることを検討されたい。	平成31年3月26日付院長指示第31-9号「在院者が作成し、出院時に持ち帰りを希望する作文等の譲与について」で、本人の希望がある場合、個別に可否審査をすることとした。
163	有明高	H31.3.28	入寮者数の維持・増加のため、家庭裁判所や少年鑑別所への広報活動の充実及び受入形態の多様化に努められたい。	今後も引き続き広報活動を計画的・積極的に行っていく予定である。
164	有明高	H31.3.28	在院者と地域住民との交流行事を維持するため、事務の簡素化のほか、予算措置や人員配置における柔軟な対応により、職員の負担軽減に努められたい。	今後も引き続き各種会議の簡略化等により、職員の事務時間の確保及び事務の簡素化を図る予定である。
165	有明高	H31.3.28	在院者に対する職員の適切な処遇・指導を実現するため、職員に対する研修の充実に努められたい。	今後も引き続き外部講師による研修を実施するなどして職務能力の向上を図る予定である。
166	駿府学	H31.3.29	在院者から提出があった意見・提案書の数が少ないことから、定期的に（例えば、毎月1回）在院者全員を対象に意見・提案書又はアンケートを一斉配付し、記載のための時間を確保したうえで、その後に記載の有無にかかわらず、一斉回収することについて検討されたい。	少年院視察委員会への意見・提案書の提出については、その趣旨及び方法について在院者に対し入院時のオリエンテーションや生活のしおり等により丁寧に説明・周知し、在院者の自由な意思に基づいて行わされているものであることから、今後もそのように取り扱うこととしたい。
167	駿府学	H31.3.29	視察委員会の組織及び活動内容並びに同委員会の意見が施設運営にどのように生かされたか等を在院者へフィードバックするため、「視察委員会ニュース」「視察委員会からのお知らせ」といった書面を在院者が目にする際の掲示板等に掲示することを検討されたい。	掲示場所の確保等実施方法を検討する。
168	駿府学	H31.3.29	在院者以外の者（特に保護者）の意見もより良い施設運営に資すると思われるため、面会待合室に意見提案箱を設置したり、保護者会や保護者面談の際にアンケートを実施する等の方法により、在院者以外の者の意見を取り入れることができるよう検討されたい。	保護者に対しては入院時の保護者アンケートを実施して要望等を確認しているほか、面会や行事のために来園した際には、職員が面談して直接意見や要望を聴取する機会を積極的に設けている。加えて、外部協力者が来園する機会が多数あることで、その都度職員が直接意見や要望等を聴取し、その内容をより良い施設運営に生かしているところであり、今後も引き続きそのような機会の充実に努める。
169	駿府学	H31.3.29	在院者が出院するタイミングでアンケートを実施することについて検討されたい。	既に出院時アンケートを実施している。
170	駿府学	H31.3.29	1週間に2回という入浴回数は飽くまでも最低基準であり、在院者の衛生管理に努めるとともに社会での一般的な生活に近づけるべく、夏季期間（6月から9頃まで）に限定せずに入浴回数の増加について検討されたい。	現在、当園は新営工事中で浴室も仮設のものを使用しており、狭あい一度に入浴できる人数も限られ、寮室からの動線も長く、入浴時間の確保が困難であることから1週間に2回の入浴にとまっているが、新寮室完成後は入浴回数を増加できるよう検討する。
171	駿府学	H31.3.29	1回の入浴時間についてはおおむね15分程度とされているが、脱衣の時間やタオルで身体を拭いてから着衣するまでの時間を入浴時間から除くことを徹底されたい。	1回の入浴時間については、浴室の入室の時間を職員が計測しているが、改めて脱衣の時間やタオルで身体を拭いてから着衣するまでの時間を入浴時間から除くことを確認、徹底した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
172	駿府学	H31.3.29	夏季のシャワー浴は、午前の実習終了後に2分間、午後の運動又は体育終了後に5分間それぞれ実施しているところであるが、この時間はシャワーを浴びる時間のみとし、脱衣の時間やタオルで身体を拭いてから着衣するまでの時間を含めないよう徹底されたい。また、新寮舎完成後は、時間の増加について検討されたい。	シャワー浴時間については、浴室の入入室の時間を職員が計測しているが、改めて脱衣の時間やタオルで身体を拭いてから着衣するまでの時間をシャワー浴時間から除くことを確認、徹底した。新寮舎完成後は、シャワー浴の適切な時間について改めて検討する。
173	駿府学	H31.3.29	夏季期間に限らず、運動又は体育終了後は汗をかくことから、在院者の衛生管理のため、冬季を含め一年を通じてシャワー浴を実施するよう検討されたい。	冬季を含め一年を通じてシャワー浴を実施することについては、仮設浴室が非常に寒い中で在院者の健康保持や必要な光熱水料の予算確保等の課題があり、実施は困難である。
174	駿府学	H31.3.29	平成30年度に実施した夏季の熱中症対策（土日祝日の体育の中止、就寝時のエアコン及び扇風機の使用、保冷剤貸与、塩分補給用タブレットの支給等）を次年度も引き続き実施していただきたい。	令和元年度も気温及び湿度等の状況に応じた適切な熱中症対策を実施する。
175	駿府学	H31.3.29	冬季の就寝時に、厚手の靴下の着用を許可したり、湯たんぽの貸与を行う等の防寒対策を検討されたい。	冬季は、毛布や厚手の肌着の貸与数を増やし、使用させているところであるが、気温等就寝時の状況に応じた適切な防寒対策を更に検討する。
176	駿府学	H31.3.29	食事については、平成29年度同様、面接を行った在院者全員が温かくおいしいと高く評価していたことから、次年度以降も味付けや温度管理、分量等について十分に考慮していただきたい。	令和元年度以降も、味付けや温度管理、分量等に十分配慮する。
177	駿府学	H31.3.29	在院者から、食事の中に毛髪が混入していたことが複数回あったとの訴えがあった。調理段階、配膳段階などの過程で混入したものかの特定は困難だと思われるが、今後、在院者から同様の訴えがあった場合は、事実確認と必要な措置を講じるよう検討されたい。また、場合によっては代替食を与えることも検討されたい。	炊事場での調理及び各寮での配食の際は、調理・配食専用の白衣又はエプロンを着用し、帽子、手袋及びマスクを着用するなどして食事の中に毛髪等の異物が混入しないよう注意をしている。それでも毛髪等の異物が食事に混入していた場合は全て報告させ、原因を調査しているが、調理段階、配膳段階、喫食段階などの過程で、どのような原因で混入したかを特定することは困難であるものの、特定できた場合には、再発防止策を講じる。また、在院者から希望を聴取し、希望すれば代替食に交換している。
178	駿府学	H31.3.29	夕食の開始時間が午後4時50分であり、早すぎるとの意見も出ているため、職員の配置や勤務時間を調整のうえ、少しでも繰り下げることができるよう検討されたい。	夕食の開始時間を繰り下げするためには、下膳や食器洗浄等に必要の職員配置と作業時間を確保する必要があるため、日課運営上の影響も考慮すると、開始時間の繰り下げは困難である。
179	駿府学	H31.3.29	30分という面会時間は飽くまで最低基準にすぎないことから、保護者等との面会の重要性と保護者等が遠方から訪れることに鑑みて、特別面会等に限らず通常の面会であっても必要に応じて1時間程度の面会を柔軟に行うことを検討されたい。	面会の重要性及び遠方から訪れる面会者の心情等に鑑みて、当園ではこれまでも面会時間を柔軟に確保するよう努めてきているが、職員配置及び他の在院者の面会時間確保等、施設の管理運営上の必要性の観点から、長時間の面会を行わせることができない場合がある。今後も、引き続き面会の重要性と必要性に鑑み柔軟に運用していく。
180	駿府学	H31.3.29	「生活のしおり」によれば、書籍等の貸出は週1回実施され、1回当たりの冊数は3冊までとのことであるが、在院者から学習に関する図書については、貸出回数や冊数を週2回に増やしてほしいとの意見があった。貸出回数や冊数の増加等、学習環境の整備・改善について検討されたい。	平成31年3月に、書籍等の貸出は週1回、貸与冊数を1回7冊までとした。引き続き、学習環境の整備改善について努めていく。
181	駿府学	H31.3.29	自弁書籍について、一部抹消が2件あり、1件が性描写に関するものであり、もう1件がスポーツ雑誌の中にタトゥーが入った選手の写りが掲載されていたというものであった。この点、反社会的組織への帰属を表すものとしての刺青と宗教上・習俗上のものや欧米のスポーツ選手がするタトゥーとは意味合いや在院者に与える影響が大きく異なることから、スポーツ雑誌に掲載されたスポーツ選手がタトゥーを入れていたというだけの理由で一部抹消したことについては再考の余地があるものと考えられる。	本事例は、タトゥーを入れたスポーツ選手が掲載されていたというだけの理由で一部抹消したものではなく、在院者の成育歴、非行歴、特性、矯正教育の進捗状況等を総合的に検討した上で、当該措置を執ったものである。なお、同種の写りが掲載された雑誌については、総合的な判断の結果、他の在院者に許可している事例もある。今後も、自弁書籍等の審査については、本人の特性等を総合的に検討し個別に判断する。
182	駿府学	H31.3.29	在院者から、在院者同士で「おはよう」等の挨拶をすることもできないのはおかしいとの意見があった。不適切な会話のおそれのない「おはよう」等の挨拶は適切なコミュニケーション能力を伸ばすためにも有用であるといえることから、一律の制限については再考されたい。	「おはようございます」「ありがとうございます」「失礼しました」など日常の挨拶、お礼、謝罪の言葉等については制限していない。このことは、集団寮内に掲示し、在院者に指導及び周知しているが、改めて職員の指導が浸透しているか確認する。
183	駿府学	H31.3.29	就寝時の居室の電灯が明るく、寝付きづらいとの意見があったことから、電灯の明るさについて再考されたい。	就寝時の電灯の明るさは、常に在院者の動静を確実に把握し、健康状態を適切に保ち、適切な処遇を行うことができるようにするために必要な適切な照度を確保している。
184	駿府学	H31.3.29	在院者の人格を尊重する観点から、「君」の呼称を用いることを徹底されたい。	従前より在院者の呼称を「君」とするよう職員に指導してきたところであるが、今後も引き続き「君」の呼称を用いるよう繰り返し指導を行っていく。
185	駿府学	H31.3.29	同じ指導内容であっても指導する職員によって言動や指導が一致しない場合があったり、同じ職員でも当該職員の体調や気分が言動が一致しない場合があるとの意見があった。表現の仕方や言葉の使い方の違いから、在院者によっては同じ指導内容であっても同じであると正しく理解できないこともあるかもしれないが、職員に対しては研修や職員間の声掛け等を通して、統一した指導ができるよう対応をお願いしたい。	研修や職員間で詳細な引継ぎを行うことで、統一した指導が行われるように徹底していく。同時に、在院者の年齢や能力に応じたきめの細かい処遇・教育を行うよう、今後も努めていく。
186	湖南学	H31.3.7	冬季の単独室は、廊下の暖気が居室に入っていないため、防寒措置には十分配慮されたい。	防寒用の衣類や寝具を貸与しているが、厳寒期には廊下の暖気を機器で室内に送風することや簡易カイロの貸与も今後検討する。
187	湖南学	H31.3.7	リラックスして落ち着いた生活が送れるように、1日の始めや朝食などで音楽が聴けるように配慮されたい。	自動放送システムにより、起床時や食事時には音楽やラジオ放送を寮室に流している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
188	湖南学	H31.3.7	就寝後の居室照明が明る過ぎて目を覚ます在院者がいるようで、支障のない範囲での改善を願いたい。	照明器具は施工基準品（施設建替の際、既に照明設備として設置されていた照明器具）であり、就寝時は減灯している。実測照度は基準内の値であり、深夜の巡回視察に必要な照度である。
189	湖南学	H31.3.7	冬季はエアコンの暖房で居室が乾燥するため、支障のない範囲での改善を願いたい。	寮室の乾燥対策として、全寮に加湿機を整備済みである。
190	湖南学	H31.3.7	乾燥時期の食事では、スプーンで唇が切れることもあるようなので、多様な材質のスプーンを選択して使用できるように検討されたい。	衛生面や耐久性等から、一般家庭で用いられている金属性スプーンを使っているが、口腔疾患等で医師の指示に基づく場合には、適した材質のスプーンを使用させる。
191	湖南学	H31.3.7	閲覧できる書籍の充実化に努めるとともに、自弁書籍についても冊数制限の緩和等、柔軟な運用を検討されたい。	備付図書は、計画的な更新整備と近隣図書館からの貸出も利用して充実化を図っている。自弁書籍の所持数量は冊数制限から所持限度量を超えない範囲に改めて閲覧機会を拡充した。
192	湖南学	H31.3.7	現状のシャワー浴は3分間であり、5分間程度は確保願いたい。また、冬季でも希望者にはシャワー浴の機会を希望者に与えることを検討されたい。	視察委員会意見を受け、経費等を検討し、従前の2分間を現状時間に改めた経緯があり、利用時間も脱衣時間等を含めない実質的な時間を確保している。冬季においても、毎週金曜日の体育での発汗後にはシャワー浴を実施している。
193	湖南学	H31.3.7	自弁物品のボディソープは、低刺激性の種類を望む者もいることから、選択的に使用できるように検討されたい。	現在、家庭用の一般的な市販品一種類の使用を認めているが、低刺激性の種類も選択できるように今後検討する。
194	湖南学	H31.3.7	遠方から訪れる家族との面会時間は、可能な限りの時間延長を許すように配慮願いたい。	面会の用務や内容等に照らして、必要性が認められる場合には面会時間の延長を検討して柔軟な対応を行っている。
195	湖南学	H31.3.7	信書の発信は月5通までに制限されているが、親族等への有益な発信は必要に応じた柔軟に運用されたい。	通数制限を超える発信でも、緊急性や内容等に鑑みて相当と判断される場合には、発信を認める柔軟な運用を行っている。
196	湖南学	H31.3.7	爽りある機会とするためにも、施設運営上の支障がない限り、面会等面談の実施日時はあらかじめ知らせるように配慮願いたい。	部外者に手渡す密書を作成するなど、計画的な不正行為を防ぐため、保安上の配慮から、面会等の実施日時の事前告知は原則行っていない。なお、少年院側が告知はしないものの親族が信書等で知らせることは妨げない。
197	瀬戸少	H31.3.31	意見・提案書を提出する意義を在院者に実感させるため、意見書と意見に対する措置について、概要を提案箱付近に掲示することを提案する。	提案のとおり、概要を提案箱付近に掲示することで在院者に周知することを検討したい。
198	瀬戸少	H31.3.31	意見・提案用紙について、原則として氏名の記載はしなくてもよいとの注を付した上で、面接希望の有無と投かん者の氏名を記載する欄を設けることを提案する。	意見・提案書の様式は、通達で定められたものであり、当施設限りで対応できないため、視察委員会の意見を引き続き上級官庁に伝える。
199	瀬戸少	H31.3.31	体育や運動について、よりバラエティに富んだ競技や運動種目を導入してほしいとの在院生の要望に応えられるよう一層工夫することを提案する。	実施時間、実施場所、安全性など多角的に勘案して体育、運動における種目の選定や運動器具を増やすなどの方策を検討をしていきたい。
200	瀬戸少	H31.3.31	在院者には赤色色鉛筆が貸与されているが、学習等のため赤ボールペンを使用したいとの要望があるため、同赤ボールペンの貸与又は自弁の実現を提案する。	赤色ボールペンは、日記指導や確認サイン等で職員が使用しており、改ざん等の不正行為を防ぐため、在院者には赤鉛筆を貸与、自弁させている実情があり、赤鉛筆でも支障ないと考えられる一方で、ボールペンの利便性が高い面もあることから、不正行為を防止する方策を検討し、同方策が可能である場合は、その自弁購入について検討したい。
201	瀬戸少	H31.3.31	少なくとも年間6回の視察委員会開催が必要であり、委員会開催時期や回数については、視察委員会の判断を尊重し、一律に制限を行うべきではないと考える。	視察委員会開催時期や回数については、視察委員会の判断を尊重し、一律に制限を加えるべきではないとの意見を引き続き上級官庁に伝える。
202	愛知少	H31.3.18	土曜日のパン食に関して、在院者らが下痢や腹痛を起こすという苦情が多数提案箱への意見・提案書で見られたため、少年院側で調査を行って報告をいただいたが、原因が明らかでないため、土曜日のパン食の苦情の原因解明の調査と食の一層の改善を求める。	在院者に対する備薬の整腸薬の投薬状況やパンの成分等について説明してきた。土日のパン食後の腹痛の訴えは、現状としては以前に比べて収束してきている。今後の動向についても注意を払い、同様の訴えについては真摯に対応していくこととする。また、在院者の食生活全般の改善についても取り組んでいく。
203	愛知少	H31.3.18	在院者が利用する図書の充実を求める。	平成29年度及び平成30年度も豊田市図書館等から1,500冊以上の書籍の寄贈を受け、古くなったり痛んだ書籍を整理し、入替えを行い、読書環境の充実を図っている。また、施設の予算により、辞書や高等学校卒業程度認定試験の問題集を購入し、自己学習を促進する環境の整備にも取り組んでおり、今後も継続していく。
204	愛知少	H31.3.18	近時の気象状況の大きな変化に応じて、在院者の居室の冷暖房の改善を求める。	これまでに整備した居室の扇風機を最大限に活用するとともに、寮の屋根に散水を行って寮内の気温の低下を図り、夜間の安眠を図るために、冷却剤又は保冷剤を新たに購入して貸与を行った。施設としての予算には限界もあるが、冷暖房費の予算措置が得られるように上級官庁へ意見を伝えていく。
205	豊ヶ岡学	H31.3.31	提案箱に封入する意見・提案書をあらかじめ在院者に渡したり、意見・提案書の代わりにノートを切ったものを使ったりできないか検討されたい。	提案箱の用紙をあらかじめ在院者に渡してしまうと、居室検査の際などに、用紙を残数から使用したことが職員に分かるので好ましくないと考える。ノートの切れ端は認められないが、私物の便箋については使用を認めており、生活のしおりに規定している。
206	豊ヶ岡学	H31.3.31	生活様式の変化に伴い畳敷きの家庭が少なくなったところ、畳に長時間座ることは苦痛とも思われるので改善されたい。	提案の主旨を踏まえ、畳を椅子と机に変更できるか検討したい。
207	豊ヶ岡学	H31.3.31	老朽化が激しい施設であるため、すきま風や暖房が効きにくい等、必要以上の苦痛を在院者に与えないような配慮が必要である。	平成30年度、寮室窓を気密性の高いアルミ製のものに取り替える工事を実施したり、膝掛け毛布を配布したりする等の改善対策を行った。なお、経年劣化に伴う生活環境整備については、上級官庁に要望したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
208	豊ケ岡学	H31.3.31	食事の量について、主食を少なめに盛り付けたり、必要に応じてお代わりを認めたり等の工夫はできないか検討されたい。	被収容者に給与する主食の区分及び一人一日当たりの給与熱量は訓令・通達で規定されており、それを下回ったり超える量で支給することはできない。
209	豊ケ岡学	H31.3.31	各食事間の時間間隔が短いこと、また、食事時間が10分程度と短いので5分間延長することができないか検討されたい。	食事の時間帯については、起居動作の一部として当院で指定しており、また、その食事時間については、他の起居動作である洗面、用便、室内片付け及び出寮準備の時間を確保する上で、食事準備と片付けを含めて30分程度の時間としていることから、変更は困難である。
210	豊ケ岡学	H31.3.31	食事の後、すぐに体育（ランニング）の時間があると、苦しくて気持ちが悪くなるのが考えられるため、改善されたい。	日課の調整を行い、午後に体育のあった水曜日については、食後2時間以上後から体育を実施するように変更した。
211	豊ケ岡学	H31.3.31	一般職員との意見交換では貴重な話を聞いたことから、今後も継続してこのような機会を設けることを検討されたい。	提案どおりにしたい。
212	宮川医療	H30.6.26	集団部屋に時計を設置することについて検討されたい。	居室には時計を設置していないものの、寮内の娯楽室には時計が設置されている。ただ、居室内への時計の設置については、保安上懸念される事項があるため、今後も現状のまま運用する予定である。
213	宮川医療	H30.6.26	学習用図書と一般図書との区分について、緩やかな判断を検討されたい。	自弁書籍については、学習用図書の所持制限は設けていないが、その判断は必要性に応じて、個別具体的にっており、今後もこの形式を運用する予定である。
214	宮川医療	H30.9.7	実際の入浴時間を15分として確保できないか検討されたい。	入浴時間の計測方法が、配置職員によって統一されておらず、不均衡が生じるおそれが認められたため、入浴時間の計測方法に関する事務連絡を発出した。
215	宮川医療	H30.11.9	集団寮の中で、1箇所だけ水槽が設置されておらず、他の寮内で実施している川魚の飼育が行われていないので、水槽を設置することを検討されたい。	水槽が設置されていなかった寮については、在院者が過失により水槽を割ってしまった経緯がある。現在は新しい水槽を設置し、寮間での不均衡が生じていない。
216	宮川医療	H31.1.28	夜間の娯楽時間に各寮娯楽室で在院者がTV放送を視聴しているが、保安上の支障がなければ、可能な限り在院生の意向を尊重できる時間とすることを求める。	寮内で勤務する職員に対して、保安上の問題がなければ、TV視聴時間帯における娯楽室内での学習や読書について配慮を行うよう周知した。
217	京都医療	H31.3.29	建物の老朽化が著しいため、法務省矯正局においては、早急に移転工事を進められたい。また、新施設の設備等については広く意見を求められたい。	上級官庁及び関係機関に対して、施設の老朽化及び移転の必要性について説明し、必要な設備等については広く意見を求めたい。
218	京都医療	H31.3.29	施設移転が完了するまで、十分な補修を実施されたい。	予算事情が厳しい状況であるが、優先順位を付けて対応していきたい。
219	京都医療	H31.3.29	医療に関する在院者への説明は、十分な時間をとり、在院者が理解できるように努められたい。	医療に関する在院者への説明は、在院者の診察時に各担当医師から当該在院者が理解しやすいように説明しているところであるが、今後も在院者個々の特性を踏まえた説明を実施していきたい。
220	京都医療	H31.3.29	出院後の安定した生活環境を目指すために、外部の医療機関や支援機関との連携を強化されたい。	在院者に適した帰宅先を確保するため、医療機関や支援機関との連携に、より一層力を入れていきたい。
221	京都医療	H31.3.29	移転に際して、医療少年院として、一般の総合病院水準の診療科とそれぞれの常勤医、現在の医療水準に照らし合わせた使用頻度の高い検査機器の設置や常勤検査技師を配置し、手術ができるような体制、設備を検討されたい。	心身に多様な問題性を持った在院者が少人数ずつ収容されている当院の実情を考慮すると、総合病院水準の診療科の全てを当院内で賅うことは現実的に困難であるが、第三種少年院として求められる医療水準を確保するため、医療職員や医療機器の確保等、診療体制の充実を上級官庁に申したい。
222	京都医療	H31.3.29	今後も夏の暑さは厳しいことが予想されるため、更なる暑さ対策を要望する。	建物、設備に制約はあるが、気温状況や予算事情等を勘案しつつ、出来得る対応を検討していきたい。
223	京都医療	H31.3.29	単独室で過ごす時間が長いことから、単独室での生活の質の向上という視点から、工夫を求めたい。	一部の夜間単独処遇者については、休日にDVD視聴をさせるなど、生活の質を向上させる取組を行っている。
224	京都医療	H31.3.29	女子寮から保護室への移動時、男子寮を通らざるを得ないこと及び保護室内の大声が男子単独寮に響く状態は、在院者の尊厳、人権に関わる問題であり、早急な改善を求めたい。	施設構造上の問題であり、現施設において根本的な改善は難しいため、上級官庁に要望していきたい。
225	京都医療	H31.3.29	外部の子育て支援機関と連携し、妊産婦在院者に出産前からの手厚い支援を行うことを求める。	支援が必要な在院者については、児童相談所等と連携して支援を行うようにしている。
226	京都医療	H31.3.29	移転に際して、少年院内に子の養育ができるような部屋や設備を設けることを強く要望する。	当所限りでは対応できないため、上級官庁に要望していきたい。
227	京都医療	H31.3.29	在院者の意見を丁寧に聞き、備付図書の購入に反映するよう要望する。	職員へのアンケートを踏まえて、在院者の図書を整備しているが、今後は、在院者の意見についても反映していきたい。
228	京都医療	H31.3.29	在院者が減っているが、職業指導及び教科指導等のできるだけ選択肢を確保し、在院者が意欲を持って指導を受けられる体制を作るよう要望する。	個々の在院者の特性（知的能力や社会適応スキル等）や疾患等を踏まえた上で、現在の職業指導科目等を設定していることに理解願うとともに、これまで以上に意欲を持って指導を受けられるよう、導入指導等に最善を尽くしたい。
229	京都医療	H31.3.29	義務教育課程対象者でなくても、義務教育の教育内容を学べるよう対応されたい。	希望者には教材を貸与し、補習学習等の時間を利用して学習できるように対応している。
230	京都医療	H31.3.29	院内独自の検定問題は、学ぶ意欲醸成のため、改訂作業を適宜行われたい。	優先順位を付け、順次、改訂作業に取り組みたい。
231	京都医療	H31.3.29	集団寮で生活ができる力が一定程度ある在院者には、集団寮で終日生活ができるよう要望する。	現在、全在院者を単独処遇としているため、終日集団寮で生活させることは難しいが、集団処遇が可能な在院者については日中できるだけ集団日課に参加させるよう配慮している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
232	京都医療	H31.3.29	集団で過ごす機会が減っている分、コミュニケーション能力を高める機会を十分に確保されたい。	集団処遇場面だけでなく、外部講師等との面接でコミュニケーション能力の向上を図っているほか、個別担任との面接等、日常的な場面における指導の充実を図っている。
233	京都医療	H31.3.29	各職員の仕事量の過重や意見の反映ができていないか、絶えずチェックされたい。	各職員が幹部職員と意見交換できる場は設けられているため、その中において各職員の仕事量の状況や意見反映について確認するよう努めていきたい。
234	京都医療	H31.3.29	プライバシー保護などの負担は多いと思うが、取材受入など、今後も社会からの理解を得る取組を続けられたい。	平成30年度は、51件1,022名に対する一般参観及び4件58名に対する募集参観を行い、また矯正教育及び医療的措置に関する取材依頼を受けるなど、当院の実情等を広報した。引き続き、社会から理解を得る取組を実施していきたい。
235	浪速少	H30.8.30	購入書籍について、平成29年6月までの時点では、注文から在院者の手元に届くまで約1か月半程度を要していたが、その後の改善により1か月弱程度になったと聞いた。引き続き、期間が短くなるよう対応願いたい。	書籍の取り寄せに時間が掛かっていたことから、取引先業者を変更し、期間の短縮することができるようになった。取引先に在庫がない場合には、在院者にその旨を告知して購入申し出にてん末を付けるなどし、納入される書籍が少しでも早く届くよう工夫を凝らしていきたい。
236	浪速少	H30.10.25	複数の在院者から、チーズインチキンフライ等の特定の副食を増やしてほしいという意見や味付けが濃い・薄いという意見が出された。献立については、年1回少年らの嗜好調査を行っているという聞いており、また予算の制約もあることから、視察委員会としての特定の意見を述べるものではないが、院内生活における食事は少年にとって重要な楽しみであるので、嗜好傾向を考慮した献立を考えるよう要望する。 また、味付けの濃い・薄いについても、それまでの在院者の成育環境における食生活等の影響もあることから一概に味付けを変更したり修正することは適切ではないが、このような意見を踏まえて検討されたい。	食材の中には単価が高いものもあり、予算上の理由から、回数を増やすと他の食材を削らざるを得ず、栄養バランスを欠くことにもなるのでより一層の工夫が必要となるが、努力していきたい。食育の観点からは、必ずしも在院者の嗜好傾向を反映させることが適当でない場合もあることから、今後も嗜好傾向と健康管理のバランスを考えて、味付けについて工夫していきたい。
237	交野女	H31.3.13	「先生によって対応が異なる」という意見があった。職員が統一感をもって指導にあたるよう努められたい。	引き続き職員間で情報を共有して統一的に指導を行うよう注意喚起していく。
238	交野女	H31.3.13	「廊下で先生と話している声が部屋まで聞こえる」との意見があったことから、個別の話は面接室で聞く等、配慮されたい。	今一度周囲の状況にも十分気を付けて面接を実施するよう、職員に注意喚起を行う。
239	交野女	H31.3.13	「LGBTを尊重してほしい」との意見があったことから、性的マイノリティ等、新たな人権問題に対して、職員がより理解を深め、相談しやすい体制や対象在院者に対する配慮を求める。	少年鑑別所から情報を得た場合は、入院時に必ず本人に確認して入浴等可能な限り配慮しているところ、鑑別所からの情報がない場合においても個別面接等で相談できるよう配慮する。また職員研修を実施するなどして職員に対して性的マイノリティに対する理解を深めさせるよう努める。
240	交野女	H31.3.13	冬場の霜焼けの悪化に対する治療だけでなく、予防対策として室内用手袋や腹巻き等の貸与を検討されたい。	医師の判断に基づき、室内用手袋と就寝時用靴下を貸与することとした。
241	交野女	H31.3.13	入浴後のドライヤーの使用について、導入を検討されたい。	保安上及び施設運営上、導入は困難であり、代替措置として、入浴後は遅滞なくタオルで頭髪を乾かせるよう配慮することとした。
242	交野女	H31.3.13	運転業務や調理業務などを法務教官が担当しているが、専門職の配置を検討されたい。	引き続き、非常勤職員の配置を含め、適切な職員配置に努める。
243	交野女	H31.3.13	職員配置について、出産、育児、職員育成上等の配慮により、庶務担当に配置されることが多々見受けられるが、人事面で更なる配慮を検討されたい。	引き続き、幹部による職員面接を継続的に実施し、人事面での配慮を行っていく。
244	交野女	H31.3.13	施設の老朽化は民間では考えられないほど進んでおり、根本的に建て替える時期に来ているので、職員寮を含め、建て替えを検討されたい。	自庁予算では対応できないことから、上級官庁に要望していく。
245	交野女	H31.3.13	仕事の性格上、積極的には年次休暇を取得できないと考えている職員が多数認められるので、個別の仕事量及び業務内容の実情を幹部職員が確認し、職場環境の改善を図られたい。	職員研修及び職員面接等を活用し、引き続き、各種休暇制度の利用促進を図っていく。
246	和泉学	H31.2.28	入浴回数を、少なくとも週3、4回とすること、入浴時間帯を、午後の遅めの時間帯に設定すること、夏季のシャワーで、石けん・シャンプーの利用を認めることを求める。	平成31年4月から、入浴回数は週3回、当院においては、平日の集団寮の入浴時間帯を夜間（夕食後）とした。 なお、夏季のシャワーは、日課の合間に短時間で実施する必要があるため、石けん・シャンプーの使用は見送る。
247	和泉学	H31.2.28	必要があれば、1か月に2回を超えて面会を認めることができる旨を周知することを求める。	「生活のしおり」を改定し、具体例を挙げた上で、特に必要と認める場合には、1か月に2回を超えて面会できることを明記するとともに、新入時教育等の機会に説明する。
248	和泉学	H31.2.28	在院者の円滑な社会復帰支援に資するため、在院者から購入希望を出させるなどして、各寮に備付けの学習用書籍、進学・就職関連の資料を整備することを求める。	学習用書籍については、これまでもその充実に努めてきたところではあるが、修学支援に対するニーズの高まりを踏まえ、今後、計画的に予算を執行し、一層の充実に努めたい。 なお、学習用書籍の整備に当たっては、在院者の学力等に応じたものや外部協力者（教科担当）の意見を参考としたい。
249	和泉学	H31.2.28	余暇時間の在院者間の会話を認めるとともに、在院者が意見表明できる機会を増やし、在院者間のコミュニケーション能力を高める観点からの処遇や指導を行うことを求める。	現在も、必要に応じ在院者同士の会話を認め、在院者のコミュニケーション能力の向上が図れるよう努めている一方、このことを在院者に十分理解させることができていないと言えないと考えられるため、「生活のしおり」を改定し、必要に応じて在院者同士が会話できることを明記するとともに、新入時教育等の機会に説明する予定である。
250	加古川学	H31.3.14	職員の指導上の言葉遣いについて、在院者からの改善の要望が散見されることから、引き続き指導の徹底を図られたい。	在院者への適切な言葉遣いによる適正な処遇を維持するため、職員に言葉遣いに係る注意喚起を行った。また、今後も職員研修を実施するなどして職員への指導を徹底する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
251	奈良少	H31.1.30	在院者の個別に届く信書（手紙）について、在院者の手元に保管できるよう求める。	平成31年3月から、私物保管箱を各在院者に整備し、在院者の居室内で保管している。手紙についても、保管箱内で保管している。
252	奈良少	H31.1.30	自弁書籍及び差し入れられた書籍について、廃棄又は宅下げによる処分以外に、少年院への寄付することができるよう検討されたい。	在院者が読み終えた自弁書籍の寄付を認めることにより、膨大な量の書籍の検査業務が発生することから、当院の職員配置では非常に困難な状況である。
253	奈良少	H31.1.30	テレビを視聴する際のチャンネルの選定について、可能な範囲で、在院者らの希望をくむことを検討されたい。	テレビ番組や映画については、幅広いジャンルから選定している。多数決などにより番組を選定することは、少数意見を排除することになるおそれがあり、ふさわしくないと考えるが、在院者の希望を聞く機会は検討したい。
254	奈良少	H31.1.30	在院者らに対しては、「おまえ」ではなく、名前（姓）で呼称することを求める。	不適正な言葉については、職員研修等を通して相手の人格を尊重した処遇に関する意識の向上を図っているが、今後も職員研修や職員朝礼等の機会を通して、人権意識の向上に努めるとともに、不適正な言葉を使う職員は、今後個別の指導を徹底したい。
255	美保学	H31.3.27	在院者に対する視察委員会からの提案箱利用促進の直接の呼び掛けは、今後も適宜実施されるべきである。	引き続き在院者に周知を図る等して今後も実施に協力する。
256	美保学	H31.3.27	在院者個々の要望を適切かつ迅速にきみ上げる方策について、なお改善の余地が検討されるべきである。	在院者との面接場面において、更に丁寧に意見を聞く体制としていく。
257	美保学	H31.3.27	対人関係に関する授業を増やすことを検討されたい。	教育課程評価委員会で検討する。
258	美保学	H31.3.27	視聴覚教材を増やすことを検討されたい。	これまでも効果的な教材の確保に取り組んでいるが、今後も教育課程評価委員会で検討するなどして充実させる。
259	美保学	H31.3.27	実習時の休憩時間を増やすことを検討されたい。	現状、個々の在院者の状況及び作業内容や作業条件等により柔軟に対応しており、これを継続する。
260	美保学	H31.3.27	入浴日を増やすことを検討されたい。	在院者の日課運営、他施設の状況及び予算状況を勘案すると、現状（週3回）が適当であると考えている。
261	美保学	H31.3.27	寮内での役割活動を増やすことを検討されたい。	収容規模や在院者の負担を考慮すると、現状が適当であると考えている。
262	美保学	H31.3.27	在院者に対するいじめ、パワーハラスメント等に関する研修の実施機会を設けられたい。	今後も引き続き外部講師による研修を実施するなどして職務能力の向上を図る予定である。
263	美保学	H31.3.27	日本ボーイスカウト鳥取連盟米子第9団への加盟の自由を保障するため、案内文を配付し口頭説明することを求める。	加盟は任意である旨の説明を生活のしおりに記載すること等を検討する。
264	美保学	H31.3.27	在院者同士の会話の制限に関する説明文を配布し口頭説明することを求める。	生活のしおりに記載し、さらに口頭説明を行って周知している。
265	岡山少	H31.3.4	視察委員会運営の充実のため、年6回実施できるよう予算措置を要望する。	予算確保に向けて、上級官庁に引き続き要望する。
266	岡山少	H31.3.4	在院者を「君」または「さん」を付して呼ぶ等、在院者の人権尊重に一層の配慮を願いたい。	従来から研修を重ねているところ、職員の意識改革も念頭に、更に実効性のある研修を継続的に実施していく。
267	岡山少	H31.3.4	夕食の開始時刻を、18時から開始できないか検討願いたい。	職員の配置等により、現状では直ちに18時に変更することは困難である。職員配置等の工夫を更に検討する。
268	岡山少	H31.3.4	食事時間中のBGMを軽音楽あるいはラジオの番組を流すなど試行を行い、様子を見ながら食事時の雰囲気を楽しめるように工夫願いたい。	食事の際のBGM放送等について、ラジオ聴取の試行を含め、選択の幅を広げることについて検討する
269	岡山少	H31.3.4	入浴回数を少なくとも週3回、時間を20分程度に増やすよう工夫願いたい。	令和元年度において、入浴回数を週3回とすることを予定している。在院者の衛生管理と予算の効率的な執行、日課の適正な運営との調和を図りつつ、回数、時間の増加について引き続き検討する。
270	岡山少	H31.3.4	職業生活設計指導科のための教材や職業指導種目の内容の充実について、在院者の更生意欲を高めるために更に一層の充実をお願いしたい。	平成30年度の当院少年院矯正教育課程において、土木建築科の取得可能な資格を拡充した。引き続き処遇内容の充実に努めていく。
271	岡山少	H31.3.4	体育について、団体競技（野球、サッカー、バスケットボール等の球技）を取り入れるべきと考えられる。ただし、指導者の確保などの課題があることから、長期的な視野をもって実施を検討願いたい。	試行的に一部の寮において、卓球やボールを使ったゲームを行った。安全性等を踏まえ、今後拡大する方向で検討したい。
272	岡山少	H31.3.4	運動について、ランニング、筋力トレーニングに限らず、体育館における卓球、バドミントン等の競技を取り入れることをお願いしたい。	体育の実施状況等を踏まえ、卓球等の比較的けがや対人トラブル等のおそれが低い競技の導入から検討したい。
273	岡山少	H31.3.4	差し入れられた書籍や自弁書籍の閲覧の制限について、在院者の年齢や社会における一般常識を考慮して適切な運用を行うとともに、図書内容の検査を効率的に行い、できるだけ早期に在院者に届くよう努力されたい。	在院者個々の事情（年齢、資質、非行の態様等）を考慮の上、閲覧の可否を判断しているところ、意見も踏まえ、より適切な運用を行う。
274	広島少	H31.3.12	近時の過酷な暑さ、寒さに対する対策は、在院者の生命・身体の安全に配慮するために、最優先で講じなければならないものというべきである。特に老朽化が進行しており、在院者からの要望も多い広島少年院については、まず、全ての寮に空調設備を完備することを検討されたい。	平成30年度において、広島少年院1学寮並びに2学寮及び貴船原少女苑さくら寮にエアコンの設置を行った。令和元年度においては広島少年院3学寮並びに4学寮及び貴船原少女苑やまぶき寮並びにあかね寮にエアコン設置を予定し準備を進めている。また、就寝時などの寒さ対策としてメリヤスシャツの着用などを許可し防寒対策に努めており、今後も継続する。
275	広島少	H31.3.12	当視察委員会に対して、危機予防マニュアル案として交付された当該マニュアルについては、個々の職員の心構え、具体的な注意事項等は詳細にまとめられている。しかしながら、職員による不適正処遇が発覚した際の具体的な手順、例えば他の職員による不適正処遇を見聞した職員は、具体的に誰に報告して組織的に対応するのか、仮に報告した直属の上司による対応がなされないままとなった場合の対応方法が記載されていないので、この点もマニュアルにおいて示されたい。	保安事故や不適正処遇の予防については、上級官庁から訓令、通達、通知等が発出されているほか、保安原則や勤務規程が既に整備されており、職員から在院者への暴力や不適正処遇が発生した際には、直ちに上級官庁に報告し、適切な対応を執る体制となっているので、危険予防マニュアルに盛り込むまでの必要はないと考える。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
276	広島少	H31.3.12	在院者への喫煙禁止を徹底指導する立場の職員においては、特に在院者に不平、不満等を抱かせない指導がなされるべきであり、敷地内での禁煙は徹底されるべきと考える。	敷地内を全面的に禁煙を実施することは、喫煙する外来者等への対応上難しいが、喫煙は、改正健康増進法の基準に沿って、屋外に設置された喫煙所において行うものとし、職員に対して喫煙後に手洗い及びうがいを確実に行うことを徹底したい。
277	広島少	H31.3.12	当視察委員会において作成したアンケートを、出院直前の時期となった在院者に交付し、提案箱に投かんする方法により回収することを求める。	平成31年3月18日以降に出院した在院生に対して、視察委員会において作成したアンケートを、出院直前に交付し、本人が提案箱に投かん函する方法により回収することとした。
278	広島少	H31.3.12	今後、在院者の要望を受けながら、夏場及び冬場の衣類や入浴等、食事や間食の質、量、時刻等、学習や図書について改善を求めていく。	視察委員会からの意見を踏まえ、今後も、改善を講じていく。
279	丸亀少女	H31.3.18	食事について、たんぱく質が少ないのではないかとと思われるので改善が必要と考える。	食事の栄養価については、管理栄養士の指導を受けながら、基準を満たすようにメニューを作成しており、現状においても極端な栄養価の偏りはないが、予算、調理時間、嗜好調査の結果等を検討しながら、更にバランスのとれたメニューを工夫していく。
280	丸亀少女	H31.3.18	複数の在院者から残飯が多くもったいないとの意見があったため、残飯を減らす工夫を検討されたい。	主食の給与熱量は訓令で定められているため、残飯を減らすために施設の裁量で量を減らすことは困難である。女子の場合は、ダイエット等を意図して残食する少年もいるため、個々の体調にもよるが、できる限り残さず食べるよう指導していく。
281	丸亀少女	H31.3.18	部屋等において、余暇時間にポータブルCDプレーヤー等を用いて、在院者が選んだ音楽を聴けるような制度を整備されたい。	現在、ポータブルCDプレーヤーについては、学習に必要であるなどの個別具体的な状況を勘案の上、在院者に貸与することとしているが、部屋等で在院者に余暇時間等にポータブルCDプレーヤーや好みに応じたCDを貸与するためには、全在院者に貸与できるだけのCDプレーヤーや、多くの音楽CDを整備する必要があり、予算上も困難である。食事時間に音楽番組を含むラジオ等を流すことを検討したい。
282	丸亀少女	H31.3.18	図書の希望をとり、それを取り寄せるなどして個人が興味を持つ図書にアクセスできるようにされたい。また、その際、（移動）図書館と協力することも検討されたい。	現状においても、自分の興味のある書籍や雑誌を自費で購入することはできるが、備付書籍についても、在院者からアンケートをとるなどし、興味を持つ図書を購入したい。 なお、図書館との連携については、地域の図書館から本の寄贈の申入れがあったことから、受入れについて調整する予定である。
283	丸亀少女	H31.3.18	テレビ視聴について、現在許可されている番組のほかに、在院者の希望を踏まえて他の番組の視聴を許可することについても柔軟に検討されたい。	テレビ視聴については、矯正教育上適切でない番組もあることから、あらかじめ不適切な番組を指定しないよう指導した上で、多数決を取って番組を選ぶことを検討したい。
284	丸亀少女	H31.3.18	担任との面接回数を増やすこと及び、面接の際にまず在院者の思いを十分に傾聴することについて、改善に向けて具体的かつ効果的な方策をとられるよう、強く要望する。	面接時間及び回数は平成29年度と比べて多くなっており、一人当たり月平均4回以上実施している。さらに、平成31年度の日課編成に当たっては週の面接時間を1単元時間増やすとともに、職員に対し、面接の実施に当たっては在院者の思いを傾聴するよう注意喚起することにより、充実した面接ができるよう工夫した。
285	丸亀少女	H31.3.18	外部カウンセリングの平成30年度の実績について御教示願いたい。	篤志面接委員のカウンセリングを延べ40人、約40時間実施したほか、社会福祉士、就労支援スタッフの面接については、全在院者を対象に継続的に実施している。
286	四国少	H31.3.22	入浴の際に備え付けられているシャワーヘッドの使用が禁じられているとのことであり、短い入浴時間における効果的な入浴にはシャワーヘッドの使用が必要と思慮されるので、シャワーヘッドの使用の許可を求める。	検討した結果、平成31年3月から使用を許可する運用に改めた。
287	四国少	H31.3.22	差入れ物品が手元に届くまで最大2、3週間かかった事案があったとのことであったが、院内の秩序維持等の必要性もあろうが、可能な限り速やかに差入れ物品が在院者の手元に届くような手続体制の整備を求める。	業務に不慣れな職員が差入れ物品を処理したことから相当の時間がかかったことがあったが、同業務への習熟と監督職員からの注意喚起等により、現在では、差入れ後2、3日中には在院者の手元に届くよう改善した。
288	四国少	H31.3.22	在院者によっては、教官からの指導に不公平感を感じる者が散見される。在院者の発達程度等により一律に指導を行っていくことが困難なケースは十分に考えられ、難しい課題であろうとは思われるが、今後も、在院者への配慮ある指導を継続されたい。	今後も、各在院者の個別具体的な状況を勘案しながら、適切な処遇を展開していく。
289	四国少	H31.3.22	平成30年度の意見・提案書は3通しか提出されなかった。少年院としては、折に触れて意見箱の存在について周知していただいているということであるが、今以上に周知する必要があると考える。	今後も、適宜適切に意見箱の存在やその趣旨について在院者たちに周知していく。
290	四国少	H31.3.22	在院者によっては、視察委員に対してではなく、家族等に対して少年院における生活での問題を相談している可能性も高く、それを吸い上げる必要がある。来年度は家族向けの意見箱の設置を検討すべきと考える。	上級官庁とも相談しつつ検討した結果、意見・提案書は、日頃から対外的に意見を発信する機会のない在院者に対してする制度であり、親族等は、当院又は上級官庁等に対して自由に意見が述べられることから、家族、親族向けの意見箱の設置は、当院としては、現時点で見送ることが相当と見料する。ただし、視察委員会への情報提供に関しては、適宜実施していく。
291	四国少	H31.3.22	平成30年度まで在院者の面談は名前が記載された一覧表からアトランダムに選定していた。この点、在院歴が長い在院者、逆に短い在院者から意見を聞き取りたい場合に、現在の一覧表ではそれが不可能であった。そのため、令和元年度以降は、名前に加えて在院歴が分かる情報の提示を求める。	今後、視察委員会会議において在院者の面談に使用する在院者一覧表について、その氏名だけでなく、入院日等の情報を付け加えるものとする。
292	松山学	H31.3.7	在院者が提案箱に意見書を出しやすいうように働き掛けを行っていただきたい。	これまで入院時のオリエンテーション、幹部面接等の機会を捉え、在院者に視察委員会の仕組みや提案箱の活用について説明を行ってきたところ、今後も引き続き当該説明を実施する等、意見書を出しやすくするように働き掛けを行っていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
293	松山学	H31.3.7	施設のうち考査寮の環境については必要に応じて新たな暖房設備等の対策を採ることを検討されたい。	防寒対策として貸与している衣類、寝具等について、寒い場合には、きちんと使用し、健康管理に努めるよう指導を徹底するとともに、保温性の高い衣類、寝具等の整備について検討する。 考査寮廊下に石油ファンヒーターを1台増設して2台を稼働させた上で、在院者の居室指定の状況に応じ、居室に暖気を取り込みやすいように設置位置を柔軟に変更する運用とした。さらに、保温性の高い衣類、寝具等の整備も検討する。
294	松山学	H31.3.7	運動については、在院者の心身の健康のため、可能な限り、その希望に応じて行うことを求める。	運動の機会及び時間については、関係法令に基づき適切に確保している。運動の種目については、平成29年度に見直しを図り、安全面等を考慮の上、現在の種目としている。実施に際しては、その中から在院者各自に選択させて実施しており、適正に運用されているものと考えている。
295	松山学	H31.3.7	在院者の食事は質量ともにバランスのとれたものであり、衛生管理も整っている。引き続き良質な食事を提供するよう努められたい。	引き続き在院者の嗜好調査等の結果を踏まえた良質な給食を提供できるように鋭意工夫を行う。
296	松山学	H31.3.7	余暇の時間に放映するテレビ番組について、在院者の実情に応じて調整することを検討されたい。	これまでは、統括専門官（企画調整・教務担当）と企画・生活担当主任において翌週の余暇時間に視聴するテレビ番組を選定していたところ、平成31年4月から、在院者に日曜日の集会活動の時間を活用して、あらかじめ教育・支援部門において例示したテレビ番組の中から翌週視聴するテレビ番組について話し合わせ、選定させることとした。
297	筑紫少女	H30.1.16	洗髪後のドライヤーの使用について検討されたい。	ドライヤーを整備した。使用要件を定めて該当する在院者に実施する。
298	筑紫少女	H30.6.27	医療的ケアについて、外部の専門医との連携なども積極的に行ってほしい。	現状においても必要に応じて外部受診等を行っているが、今後も連携に努めていく。
299	筑紫少女	H30.6.27	冷暖房設備の設置・利用が不十分であるため、改善されたい。	教室や集団寮ホールでは適切に冷暖房を使用している。設備が不十分と思われる場所については、電気容量及び予算上の問題があるため、現時点では改善は難しい。上級官庁と引き続き協議していくことにしている。
300	筑紫少女	H30.10.24	在院者が使用するシャンプーの量を増量されたい。	シャンプーの使用限量を増やし、自弁購入期間や支給品の交換時期を短縮した。
301	筑紫少女	H30.12.19	浴場のシャワーの水圧が低いと洗髪に時間を要するため、水圧を調整されたい。	シャワーの使用と同時に湯船の湯を足した場合、入浴に支障はないが、水圧が弱くなるため、シャワーを使用する際は、湯船の湯を止めて実施している。予算上の事情があるため、直ちに対応することは困難であるが、引き続き検討していきたい。
302	筑紫少女	H30.12.19	入浴時に使用するタオルが1枚では少ないので検討されたい。	タオルの貸与枚数を3枚から4枚に変更するとともに、入浴時に使用できるタオルの枚数を2枚に変更した。
303	筑紫少女	H31.3.13	外部機関との連携による職員の専門的知識の研さんを検討されたい。	外部講師による研修を実施するなどして職務能力の向上を図っており、今後も継続する。
304	筑紫少女	H31.3.13	専門的知識を有する職員配置を検討されたい。	新たな職員配置については、当所限りでは対応できないため、上級官庁に報告したい。
305	福岡少	H31.3.19	在院者が法務教官らに、意見を述べやすい環境をつくるとともに、適切な意見については、施設の運営に反映させて、その旨を在院者に周知するよう求める。	平成30年10月から、処遇の段階が2級の在院者に対しアサーショントレーニングを実施し、他者と適切なコミュニケーションが図れるように指導を行っており、今後も継続した指導を行ってきたい。 職員に対しては、在院者からの意見表明は、在院者のコミュニケーションスキルの向上のための機会と捉え、適切に対応していくように継続して指導してきたい。
306	福岡少	H31.3.19	法務教官ら職員が、在院者らに対して適切な対応ができるよう十分な指導を引き続き行っていただきたい。	職員に対し在院者に対する言葉遣いについて注意喚起を行い、不適正処遇防止のための職員研修を継続的に実施している。また、人権に関する研修等に職員を参加させるとともに、矯正職員としての心構え等を記したハンドブックを作成し、全職員に常時携帯させている。 今後も、これまで以上に在院者に対し人権に配慮した接し方ができるように継続して研修等を行ってきたい。
307	佐世保学	H31.3.8	在院者からの意見で、最近食事に異物が混入している事案が頻繁に発生しているとの申告があり、調理時・配膳時の注意の徹底と再発防止のための対応、各事案の記録をお願いしたい。	調理場では、調理衣や食器への異物の付着をまめに確認するようにしており、農場で栽培した野菜についても下洗いで虫や異物の混入がないように気を付けている。配膳時についても職員が確認を行い異物混入がないように注意を行っている。 また、異物混入事案があった場合は、必ず記録を残し、代替食を配食している。今後も同種事案の再発防止に努めていく。
308	佐世保学	H31.3.8	入浴は、原則として週2回（各15分間）、夏季には週2回に加えて、週1回体を洗うのみの臨時入浴（5分間）が実施されているが、良好な衛生環境の確保の観点から、入浴回数を追加することについて検討をお願いしたい。	入浴回数については、設備、予算、職員配置等の関係から回数増は難しいと考えられるところ、夏季期間（おおむね6月から10月）については、週2回の入浴に加えて、運動（体育指導を含む。）及び職業指導終了後、シャワー浴を必ず実施しており、在院者の保健衛生にできる限り配慮している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
309	佐世保学	H31.3.8	集団寮のトイレの大便器については、各トイレに1か所ずつの洋式トイレを備えているが、その他については和式になっており、大便器の洋式化の検討をお願いしたい。	平成30年度に第1寮トイレの改修工事を実施し、一部の便器について、洋式化を行ったが、その他便器についても、引き続き、洋式化を検討したい。
310	人吉農	H31.2.28	教官と在院者の信頼関係を醸成するよう努められたい。	在院者が主張する職員の言動に適切を欠く点があったことについて、確認できたものは個別に指導を行った。今後とも、在院者に対する言葉遣いの研修や、個人的な指導、職員間のグループミーティングなど様々な働き掛けを行い、職員と在院者相互の信頼関係が醸成されるよう努める。
311	人吉農	H31.2.28	自弁品の使用制限等基準が決まっており、柔軟な対応ができない事項について説明を徹底することを求める。	使用制限等、基準が明確に定められている物について、対象者から質問があった際には、その対象者の特性に応じ分かりやすく説明していくことを継続していく。
312	人吉農	H31.2.28	自弁品の購入希望から配布までの日数を短縮するよう検討されたい。	当院は近隣に商店さえない立地であり、半径5km圏内にも商店が少ない状況である。毎月指定日に在院者から自弁品購入申請書を受け付けた後、複数の業者に発注をする。納品までに2週間程度の時間を要することが多い。今後、事務処理時間を短縮することに努めていくこととしたが、自弁物品の配布までには相応の時間を要することも御理解いただきたい。
313	人吉農	H31.2.28	一般図書と学習図書の判断基準、書籍の閲覧許可判断基準等、当学院に裁量の認められる基準について、明確に示すと同時に、閲覧不許可とする場合については個別に丁寧な説明を行うことを求める。	「生活のしおり」の「17 書籍等の閲覧」に明記されている。対象者から質問があった際には、その都度説明を行っている。また、不許可ケースについては、御意見のとおり個別に丁寧な説明を行っていく。
314	人吉農	H31.2.28	可能であること、可能でないことを明確に示し、可能であることについては回答や対応を先延ばしにしない（「検討する」等の回答にとどめない。）ことを求める。	在院者の要望、申出のうち、可能であること、可能でないことについては、今後とも在院者に明確に示していく。また、検討が必要な事項については、諸般の事情を考慮した上で組織的な対応が必要であり、多少の時間的猶予を頂きたい。
315	中津少	H31.3.19	夏の暑さ対策について、猛暑問題は在院者の生命身体に重大な結果をもたらす危険をはらんでいることから、更なる対策を講じられたい。	酷暑対策については、平成29年度に集団寮ホールへのクーラーの設置、平成30年度にWBGT値に応じた戸外運動の中止、就寝時の扇風機の使用時間延長、職業指導時間中の冷茶及び塩タブレットの給与、氷菓子の給与等を実施したところであり、今後も予算面を考慮しつつ必要な対策を実施していきたい。
316	中津少	H31.3.19	週2回という入浴回数を増やすことは様々な制約を伴うものと思われるが、回数増加に向けて検討する時期に来ているものと思料するため、改めて検討されたい。	現在、当院では週に2回の入浴に加えて、夏季期間（おおむね6月から9月上旬まで）の平日は適宜シャワーを使用させている。これは、高密度で編成されている日中の矯正教育を適切に実施する上で、新たに入浴時間を確保することが困難であることに加え、集団用の浴室が寮舎とは別棟になっており、保安上夜間の実施が困難であるという事情によるものである。そうした事情から直ちに回数を増やすことは困難ではあるが、今後、在院者の生活環境の向上のため、回数の増加について、引き続き検討していきたい。
317	中津少	H31.3.19	食事について、メニュー等の工夫を求める。	メニューについては、自庁生産の野菜の収穫量などの制約がある中、地産食材を使用したり、各地方の郷土料理を取り入れるなどの工夫をしている。また、在院者アンケートを実施し、要望の多かったものを、可能な限り取り入れるなどしており、今後もより豊かな内容となるように工夫していきたい。
318	中津少	H31.3.19	夕食が午後5時から始まるが、一般社会に比して早すぎる感があるので、職員の就業時間の問題もあると思われるが、検討されたい。	食事の時間については、職員の就業時間の他、在院者の夜間の日課（日記記入、補習学習等）の時間確保の点から、現行より遅くすることは困難である。
319	中津少	H31.3.19	図書について、在院者が多くの図書を自由に閲覧できる環境を整えることが必要である。	備付書籍の整備について、毎年、計画的に実施しており、今後も在院者のニーズ、教育上の必要性を考慮しながら、ふさわしい書籍の整備に努めたい。
320	中津少	H31.3.19	新聞閲読時間が10分と定められているが、これでは短すぎるため、時間を延長することを検討されたい。	新聞は、全員が当日中に閲読できるように、原則として一人当たりの時間を決めている。今後は、在院者の人員数や日課時間等との兼ね合いを考慮して、検討していくこととした。
321	中津少	H31.3.19	図書及び新聞へのアクセスが困難にならないよう工夫されたい。	図書、新聞については、予算事情を考慮しながら、極力公平に閲読できるように運用しているところであるが、今後は、図書等の充実を図るとともに閲読の方法等を工夫して、読みたいものが読みやすくなるように配慮していきたい。
322	中津少	H31.3.19	当院の在院者は全国各地から入院しており、保護者が遠方にいる在院者も少なくないことから、面会に対しては、在院者の状況に応じた柔軟な運用を望みたい。	面会時間については、遠隔地からの面会の場合や保護者との関係修復等、その必要性に応じて面会時間を延長するなどしており、今後も必要性に応じて可能な範囲で柔軟に対応したい。
323	中津少	H31.3.19	視察委員会の開催回数について、公費での開催を現行の5回から6回とすべきである。	視察委員会の開催回数については、予算上の関係から、当院のみでは対応は困難である。委員会の希望については、上級官庁に伝達する。
324	中津少	H31.3.19	当院における視察委員会の開催について、平成30年度は8月が初回開催となったため、平成31年度は、可能であれば初回開催を5月中に実施していただきたい。	平成30年度においては、日程調整の問題から8月に開催された。今後は、早い段階から日程調整を進め、早期開催に向けて協力したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
325	大分少	H31.3.22	平成30年度の提案箱への意見提案書の提出は69件であり、平成29年度の231件と比較して大幅に減少しているところ、平成30年度に導入された「ルールブック」により、教官の指導の統一化につながるとともに在院者にとっても教官によって言うことが異なるという不満の解消につながったものと思われる。ルールブックの制定には在院者の意見も取り入れたとのことであり、今後も在院者の意見を適切に吸収してフィードバックすることを継続されたい。	ルールブックの制定当初は、在院者を過剰に行動規制するものではないかという懸念が視察委員会から示されたものの、制定の主旨を丁寧に説明するとともに、委員と在院者との面接等を通して、在院者としてもルールブックの導入を肯定的に捉えている意見が多いことについて理解を得た。 また、説明の過程において、ルールブック制定前に在院者に対して原案を示し、質問等をアンケート形式で記載させた結果、時間帯に応じた行動を自発的に行うために居室内に時計設置を希望する申出により、各居室に時計を設置するなどの改善を講じた経緯等も説明した。今後も、定期的に寮職員及び在院者に対しても聴き取りやアンケートを行い、適時適切に内容を改善することを予定している。
326	沖縄少	H31.3.27	夜間（就寝時）の在院者の居室の照明について、在院者の睡眠を阻害することがないように、可能な範囲で配慮をされたい。	本院、分院とも、常夜灯の照度等に関する調査を実施し、その結果と保安・警備上の必要性を検討した上で、必要に応じた措置を講じることとした。
327	沖縄少	H31.3.27	寮内に入室する際の上履きへの履き替えについて、在院者と職員で区別せず、運用を統一することを検討されたい。	本院では、各寮が独立した建物であり、それぞれ玄関が設置されていることから、職員全員が各寮に上履きを準備することは困難である。他方、職員のみ履きそのまま寮内に立ち入ることが社会通念上相当ではないことは理解しているため、今後も対応策について検討していく。 なお、複数の寮が一つの建物に集約されている分院においては、当該建物の玄関において職員も靴を履き替えている。
328	沖縄少	H31.3.27	在院者の会話制限について、過剰な制限となっていないか検討されたい。	本院、分院とも、在院者の会話について、挨拶及び謝礼や謝罪の言葉等は適切な対人関係を築く上で奨励していくべきものと考えており、特に制限は行っていない。在院者の会話の在り方については、上級官庁策定の指針も参考に、今後も過度な制限とならないよう職員研修を実施するなど十分に留意していく。
329	沖縄少	H31.3.27	自弃物品のリストのサンプル写真については、在院者への周知方法を検討されたい。	本院、分院とも、自弃品購入の機会の度に寮内に備え付けたサンプル写真付き自弃物品ファイルの存在を在院者に周知することとした。
330	沖縄少	H31.3.27	視察委員会が実効性のある活動を行うためにはせめて年6回程度は開催すべきであると思料されるため、今後も委員会が必要な回数の会議を招集することができるだけの予算措置を検討されたい。	視察委員会の開催に要する予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
331	大分少	H31.3.22	平成30年度に実施された地域イベントと施設見学会の同時開催等、地域社会に開かれた施設運営について、今後も継続して実施されたい。	令和元年度も、平成30年度に実施した施設見学会を継続して実施する予定としており、今後も関係機関との連携及び地域社会との共生等を重視しつつ、社会に開かれた施設運営に努めていきたい。